

日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
A-01	表紙・図面リスト	NS	E-01	プール 幹線動力弱電設備 撤去平面図	1/150
A-02	特記仕様書（1）	NS	E-02	プール 電灯コンセント設備 撤去平面図	1/150
A-03	特記仕様書（2）	NS	E-03	屋外配線 撤去図	1/400
A-04	特記仕様書（3）	NS			
A-05	案内図	NS			
A-06	配置図	1/800	M-01	プール 給排水設備 撤去平面図	1/150
A-07	求積図	1/800	M-02	プール付属棟 給排水設備 撤去平面詳細図	1/80
A-08	全体平面図	1/600	M-03	プール 循環設備 撤去平面図	1/150
A-09	①フェンス詳細図	図示	M-04	プール付属棟機械室 撤去詳細図	1/30
A-10	②投てき板詳細図	図示	M-05	給水引込管撤去図	1/200
A-11	撤去平面図	1/300			
A-12	プール撤去 平面図(1)	1/150			
A-13	プール撤去 平面図(2)	1/150			
A-14	プール撤去 断面詳細図	1/20			
A-15	プール付属棟撤去 平面詳細図	1/80			
A-16	プール付属棟撤去 立面図・断面図	1/150			
A-17	プール付属棟撤去 矩計図	1/80			
A-18	プール付属棟撤去 伏図・配筋詳細図	図示			
A-19	外構撤去詳細図	図示			
A-20	緑地帯整備図	NS			
A-21	グラウンド整備	1/500			
A-22	施工計画図（ステップ図 1）	1/500			
A-23	施工計画図（ステップ図 2・3）	1/500			

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	A-01	図名	表紙・図面リスト
縮尺	A3:NS		
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		

ウ 建設副産物の取扱い
 (ア)現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。
 (7) 建設発生土の再利用
 埋戻し土及び盛土については、次による。
 ○ 現場で発生した建設発生土を使用する。
 ・ 次のストックヤードから、ストック土（普通土）を搬入する。
 スtockヤード（ 区・市 地先）
 ・ 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。
 なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。
 建設工事
 （ 区・市 地先）
 ・ 東京都建設発生土再利用センターからストック土（普通土）を搬入する。
 ・ 東京都建設発生土再利用センターから改良土を搬入する。
 ・ 青梅建設発生土再利用事業所からストック土（普通土）を搬入する。
 ○ 青梅建設発生土再利用事業所から改良土を搬入する。
 ・ コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10等）を使用する。
 なお、六箇クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告知第46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また試料には再生砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行う。
 ・ 次の場所から、土を搬入する。

(イ) 建設廃棄物の現場内再利用
 現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。
 ・ コンクリート塊については、粒の大きさを mm以下に砕いて埋め戻し、路盤材料等に再利用する。
 ・ 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破砕する等加工し、チップ舗装・堆肥木杭・ に再利用する。
 ・ 発生する については、 に再利用する。
 なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2 機材の品質等（8）」による。

(イ) 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。
 (7) 発注者に引渡しを要するものは、次による。
 (4) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、追記2の「特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。
 ○ 「1.4.6 アスベスト含有建材の取扱い(2)及び(3)」による。
 (ウ) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。
 (7) 建設発生土の取扱い
 建設発生土は、次の場所へ搬出し、土砂広票（土砂搬入管理券等の発生側の運搬証明）、土砂搬入確認書（受入側の受入証明）の写し及び集計表を監督員に提出する。
 ・ 現場内利用（工事現場外一時仮置き）
 ○ スtockヤード（ 区・市 地先）へ搬出し、一時仮置きをする。仮置きに当たっては周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。
 ・ 工事間利用
 ・ 次の工事現場へ搬出する。
 なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。
 建設工事現場
 （ 区・市 地先）
 ○ 指定処分（A）
 ・ 東京都建設発生土再利用センター（東京都江東区青海二丁目地先）へ搬出する。
 ○ 青梅建設発生土再利用事業所（東京都青梅市駒木二丁目地先）へ搬出する。
 ・ 株式会社建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）の次の場所へ搬出する。
 搬出距離 Km 搬出量 m³
 ・ 東京港埠頭株式会社の中防内側受入基地（東京都江東区青梅二丁目地先：中央防波堤内側埋立地）へ搬出する。
 ・ 東京港埠頭株式会社の新海面処分場（新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地）へ搬出する。

・ 指定処分（B）
 ・ 運搬距離（想定） kmの土質改良プラントへ搬出する。
 ・ 運搬距離（想定） kmの民間受入地へ搬出する。
 搬出に当たっては、埋立行為等に関する法令や都県・市町村が制定している土砂の埋立等に関する条例に基づき、必要となる許可について調査し、適法であることを確認する。
 なお、本工事では、 区・市 町にある受入施設を想定している。
 指定処分

(イ) 建設廃棄物の取扱い
 受注者は、COBRIS等を利用し、また、受入条件、再生資源化の方法等を施設に確認し、適切な再生資源化施設を選定する。
 本工事では、次の場所にある再生資源化施設等への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。
 なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再生資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更のみならず、次による。
 ○ コンクリート塊（無筋）
 （住所（町まで）／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
 住所 東京都昭島市大神町4-1152（シヤンリヤクシヤク昭島工場）
 搬出距離 約 8.0km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
 ○ コンクリート塊（有筋、二次製品）
 住所 東京都国立市泉1-11-1（株式会社木村建設）
 搬出距離 約 5.3km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
 ○ 路盤材
 住所 東京都八王子市小宮町1003（竹中道路 東京工場）
 搬出距離 約 5.1km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
 ○ アスファルト塊
 住所 東京都八王子市小宮町1003（竹中道路 東京工場）
 搬出距離 約 5.1km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
 ・ 廃プラスチック
 住所 東京都国立市谷保6300番地（株式会社リスト）
 搬出距離 約 5.5km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
 ○ 建設発生木
 住所 東京都国立市谷保6300番地（株式会社リスト）
 搬出距離 約 5.5km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
 ○ 生木
 住所 東京都国立市谷保6300番地（株式会社リスト）
 搬出距離 約 5.5km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
 ・ 建設混合廃棄物
 住所 東京都国立市谷保6300番地（株式会社リスト）
 搬出距離 約 5.5km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
 ・ ガラス・陶磁器類
 住所 東京都八王子市檜原町1271番地17（青南建設株式会社）
 搬出距離 約 9.3km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
 ・ 廃せっこうボード
 住所 東京都国立市谷保6300番地（株式会社リスト）
 搬出距離 約 5.5km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
 ・ アスベスト含有材（レベル1・2）
 住所
 搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
 ・ アスベスト含有材（レベル3）
 住所 茨城県鹿嶋市光4番地（中電興業株式会社）
 搬出距離 約 141.0km 搬出量 約 m³ 搬出条件：

エ せっこうボードの取扱い
 (7) 石綿含有せっこうボードの処理は、次による。
 ○ 「石綿処理に係る工事仕様書」による。
 (4) せっこうボードの撤去に際しては、せっこうボードの表面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。
 オ PCB含有シーリング材の処理は、次による。
 (7) PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。
 ○ 電灯設備・蛍光灯（安定器）・コンデンサー・トランス等の機器類の含有調査を実施し、含有する機器が確認された場合は鉄箱に保管し、所定の表示を行ったうえで発注者に引き渡すとする。

1.1.27 電子納品対象工事
 (1) 本工事は、電子納品対象工事とする。実施に当たり監督員と事前協議を行う。
 ・ なお、電子納品を行う工事関係資料のうち、しゅん功図及び保全に関する資料については、必須とする。電子納品については、東京都ホームページで「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）の最新版を参照する。
 ・ しゅん功図ファイルのデータ形式は、次による。
 ア オリジナルのCADデータ形式
 イ DXF形式
 ウ PDF形式
 (2) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。
 ○ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。
 CADデータの著作権者名：
 ・ 貸与しない。

第2節 工事関係図書 1.2.1 実施工程表
 全体工期から別契約の関連工事に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5工事期間」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。
 ・ また、工事の完了が、別契約の関連工事と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（別契約の関連工事は、「1.1.11別契約の関連工事」による。）
 ・ なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。
 ・ 工程で条件がある場合は、次による。
 ○ 施工図及び施工計画書の作成の工程表を作成し監督員の承諾を受ける。

1.2.2 施工計画書
 (4) 「2.2.4 仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。

1.2.5 試験、施工等の記録
 (3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
 ○ 作成する。
 ・ 作成しない。
 ・ 写真機の提出は、次による。
 ○ 提出する。
 ・ 提出しない。
 ・ なお、電子納品対象工事の場合は、電子データを電子納品媒体（以下「CD-R等」という。）に記録して提出する。
 ○ CD-R等への記録の方法等は、「1.1.27 電子納品対象工事」の事前協議による。
 (5) 工事状況記録ビデオ
 ○ 作成しない（注：議案件以外の場合は作成しない。）
 ・ 工事状況を撮影・編集したビデオテープ、DVD等については、次のとおり提出する。

第3節 工事現場管理 1.3.5 施工条件
 (2) 施工条件は、次による。
 ○ 周辺環境、近隣住民へ配慮し交通安全等に十分注意するように努めること。
 ○ 豊田小学校の通学時間、行事等に配慮した計画に努めること。
 ○ 令和2年度に校舎改築工事があるため配慮のこと。

第4節 材料 1.4.1 環境への配慮
 (1) 工事（解体のみの工事は除く。）の施工に当たっては、国等による環境物品等の調達への推進等に関する法律（グリーン購入法。平成12年法律第100号）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき策定された東京都環境物品等調達方針（公共工事）（東京都）（島しょにおける工事の場合は、東京都島しょ地域における環境物品等調達方針（公共工事）（東京都）とする。以下同じ。）により環境負荷を低減できる資材等を選定する。
 東京都環境物品等調達方針（公共工事）等については、東京都ホームページで最新版を参照する。
 ア 環境物品等の調達は、次による。
 (7) 本工事で指定する環境物品等は、次による。
 a 特別品目
 ○ 建設発生土
 ・ 環境配慮型型枠（複合合板型枠等）
 ○ 再生クラッシュラン
 ○ 再生加熱アスファルト混合物
 ・ 再生加熱アスファルト処理混合物
 ・ 多摩産材を用いた建築材料
 ・ 国産木材を用いた建築材料
 ・ 低VOC 塗料
 ○ エコセメントを用いたコンクリート二次製品
 ・ スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
 ・ ノンフロン断熱材
 ・ 再生木質ボード類
 ・ 再生骨材（・L・M）を用いたコンクリート
 ・ 再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート
 b 特定調達品目
 ○ 建設機械（「1.6.7排出ガス対策型建設機械」及び「1.6.8低騒音・低振動型建設機械」による）
 ・ ビニル系床材
 ・ フローリング
 ・ 陶磁器質タイル
 ・ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成材）
 ・ 日射調整フィルム

○ 調達推進品目
 ・
 (4) 受注者は、(7) b以外のもので、「特定調達品目のリスト」に示す環境物品等と本工事で使用する資材、建設機械、工法及び目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特定調達品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特定調達品目が使用可能な場合は、監督員の承諾を受け、使用する。
 (9) 受注者は、(7) c以外のもので、「調達推進品目の定義」に該当する環境物品等の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。
 (2) 受注者は、特別品目、特定調達品目、調達推進品目の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。
 (4) 受注者は、環境物品等の調達完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じ、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、添付した報告書を監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納したCD-R等を、併せて監督員に提出する。
 ・ なお、これらの（実績）チェックリストの電子情報については、東京都ホームページからダウンロード又は監督員が貸与したファイルから作成する。
 (2) 化学物質を放散させる建築材料等
 ア 本工事に使用する建築材料等については、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(7)から(4)までを満たすものとする。
 (7) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗料は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びビスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。
 (4) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
 (7) 接着剤に含まれる可塑剤は、フタル酸ジエーサー・ブチル及びフタル酸ジエーサー・エチルヘキシルを含まない難揮発性のものとする。
 (2) 家具、書架、実験台その他のじゅうき什器等は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びビスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。
 イ 設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次による。
 ・ 規制対象外
 (7) JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
 (4) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の7第4項に規定する国土交通大臣認定品
 (7) 次の表示のあるJAS規格品
 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
 b 接着剤等不使用
 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
 d ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

1.4.2 材料の品質等
 (1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次による。
 ○ 再生クラッシュラン（RC-40、RC-30）
 ○ 再生粒度調整砕石（RM-40、RM-30）
 ・ 再生砂（RC-10）
 ・ 再生加熱アスファルト混合物
 ・ 改良土
 ・ 粒状改良土
 ・ 流動化処理土
 (8) 再生材の品質は、次による。
 ○ 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）の最新版による。
 ア 再生クラッシュラン（RC-40、RC-30）
 イ 再生粒度調整砕石（RM-40、RM-30）
 ウ 再生砂（RC-10）
 エ 再生加熱アスファルト混合物
 オ 改良土
 カ 粒状改良土
 キ 流動化処理土
 ○ 再生砕石の使用に関しては石綿含有建材の混入が無い事を確認すること。

1.4.4 材料の検査等
 (1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。
 (4) 試験機関の指定を受けた試験は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要領」（昭和61年6月18日付61都建調第185号）に基づく登録簿に示された公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター、一般財団法人建材試験センター等の1類の試験機関において実施する。また、選定した試験機関については、監督員の承諾を受ける。
 （東京都都市整備局ホームページhttp://www.toshiiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bousai/kn_t07.htmに記載されているので、参照すること。）

第6節 施工 1.6.7 排出ガス対策型建設機械
 次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。
 ○ 一般工事用建設機械
 （ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）
 (1) バックホウ
 (2) ホイールローダ
 (3) ブルドーザ
 (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
 (5) 空気圧縮機（可搬式）
 (6) 油圧ユニット（基礎工用機械で独立したもの）
 (7) ホイールクレーン（ラフテッククレーン）
 (8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）
 （道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.6.8 低騒音型・低振動型建設機械
 (1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。
 ア バックホウ
 イ クラムシェル
 ウ トラクターショベル
 エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
 オ 油圧式杭圧入引揚機
 カ アースオーガ
 キ オールケーシング掘削機
 ケ アースドリル
 ク ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ
 コ アスファルトフィニッシャー
 サ 空気圧縮機
 シ 発動発電機
 (2) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。
 ア バイブロハンマー

第8節 しゅん功図等 1.8.1 完了時の提出図書
 (1) 提出図書
 ア しゅん功図は、次による。
 ○ 作成する（「1.8.2 しゅん功図」による。）
 ・ 作成しない。
 イ しゅん功写真等は、次による。
 ・ 作成しない。
 ○ アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、2部とする。
 ・ また、撮影場所、撮影枚数等は、次による。
 撮影場所 撮影枚数 サイズ
 外 観 10 6切り
 内 観

ウ 保全に関する資料は、次による。
 ○ 作成する（「1.8.3 保全に関する資料」による。）
 ・ 作成しない。

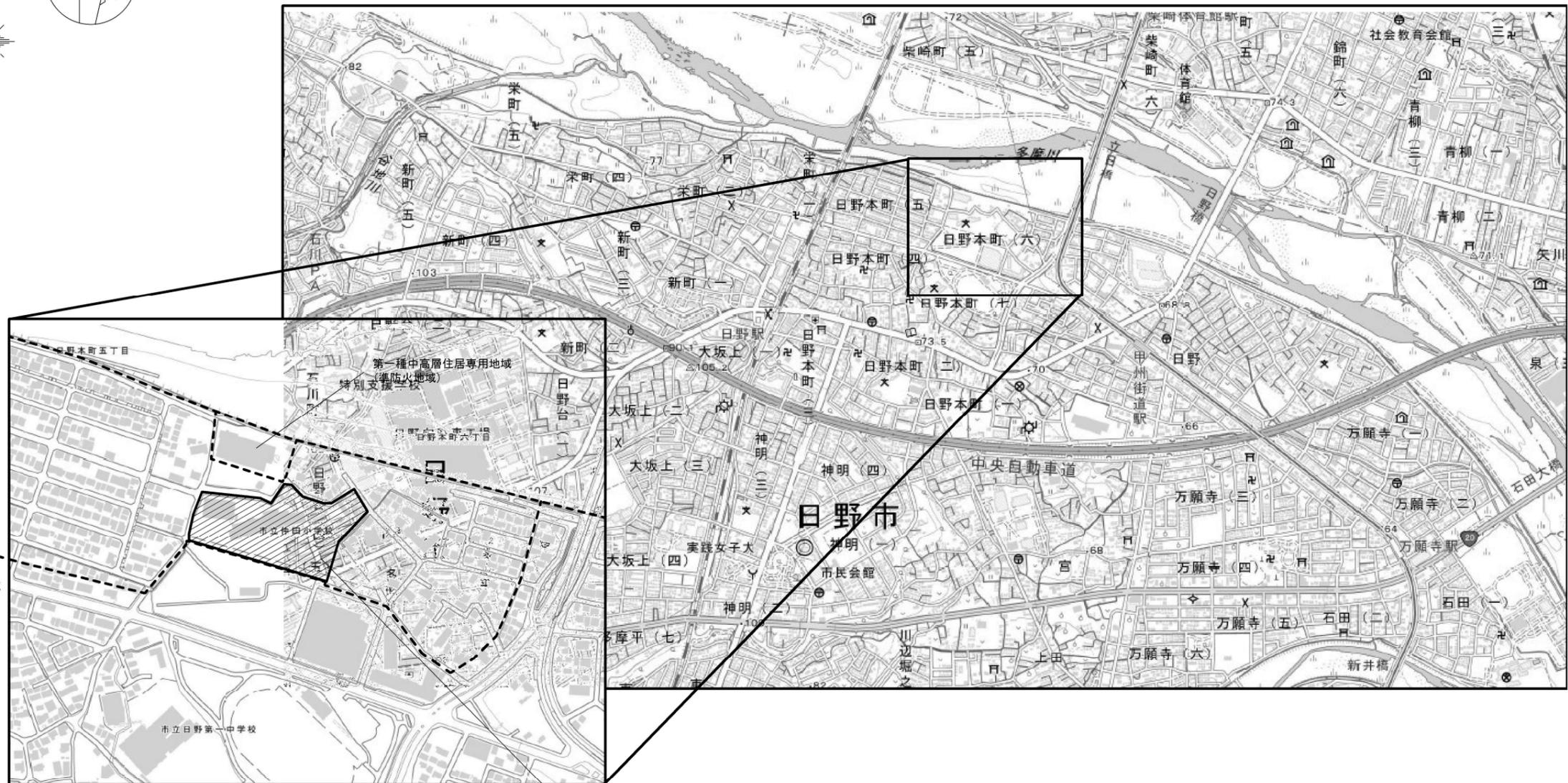
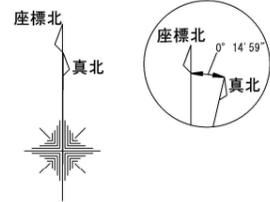
1.8.2 しゅん功図
 しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原因としてもよい。
 ・ 種類、記入内容及び提出部数は、次による。
 (1) 焼付図 見聞製本 (A1) 1部（文字なし観音開き）
 “ ” (A3) 2部（文字入り観音開き）
 (2) 電子データ版（CD-R） 2部

電子納品対象工事の場合は、本特記仕様書の電子納品対象工事の項目に基づいてCD-R等に記録し、監督員による内容確認を受けた後、CD-R等のラベル面に直接署名又は押印し、監督員に提出する。
 ・ 電子納品媒体への記録の方法等は、「1.1.27 電子納品対象工事」の事前協議による。

1.8.3 保全に関する資料
 (1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。
 ア 建物保全データ 電子データで2部
 イ 工事記録写真 電子データで2部
 ウ その他の保全に関する資料
 ○ 付属品等引渡し通知書
 ○ 試験成績書
 ○ 官公署届出書類（副本）
 ○ 官公署届出書類の写し
 ○ 鍵・備品・工具リスト
 ○ 保証書
 ○ 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
 ※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出すること。
 ・ 電子納品対象工事における電子納品の範囲は、「1.1.27 電子納品対象工事」の事前協議による。
 ・ 協議結果に基づいてCD-R等に記録し、監督員による内容確認を受けた後、CD-R等のラベル面に直接署名又は押印し、監督員に提出する。
 ・ なお、しゅん功図の電子データと同じCD-R等に記録してもよい。

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	A-03	図名	特記仕様書（2）
縮尺	A3:NS	作成	令和 年 月 日
訂正		監理	日野市 総務部 建築営繕課

<p>第2章 仮設工事</p>	<p>第1節 一般事項 2.1.3 仮設材料 (2) 仮設材料のうち、次のものは新品を使用する。 ○ 仮囲い (万能鋼板 H=3.0m) ○ パネル (キャスター) ゲートH=4.5m ○ 騒音振動計 (記録型) 表示一体型 (S Dカード内蔵)</p> <p>第2節 編張り、造方、仮囲い、足場等 2.2.4 仮囲い等 仮囲いについては、別途指示する位置に次のものを設置する。 ○ 万能鋼板 H=3.0m ・ 波形鋼板 H=1.8m ○ ガードフェンス H=1.8m ○ 騒音振動計を設置する部分はポリフラットクリアパネルを使用すること ○ 敷地コーナー部で衝突事故のおそれのある部分はポリフラットクリアパネルを使用すること 仮囲い以外の指定する仮設は、次による。 ○ 仮設計画面による。 ○ ゲート、養生シート、交通誘導員、鉄板敷き (t=22)</p> <p>2.2.5 足場等 ○ 仮設計画面による ○ 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について (厚生労働省 平成21年4月24日付基発第0424001号) の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>第3節 材料置場、小屋その他仮設物 2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等 監督員事務所を設置は、次による。 ○ 設置しない。 ・ 設置する。 (1) 監督員事務所の規模は、次による。 ・ 1号 (10㎡程度) (2) 標準仕様書に記載した監督員事務所の備品以外で設置するものは、次による。</p> <p>第5節 既存部分の養生 2.5.2 既存部分の養生 (1) 既存部分の養生は、次による。 ○ ビニルシート程度 (2) 固定された備品等の移動は、次による。 ・ 行う (図示による。) ○ 行わない。(特記無き限り撤去とする) (4) 既存家具等の養生は、次による。 ○ 行わない。(特記無き限り撤去とする) (6) 既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所等は、次による。 ○ 行わない。(特記無き限り撤去とする)</p>	<p>第21章 外構工事</p> <p>第2節 舗装工事 21.2.1 路床 (1) 路床の構成及び仕上がり ア (7) シャ断層の厚さは、次による。- ○ 図面による ・ (4) 透水性舗装に用いるフィルター層の厚さは、次による。- ○ 図面による ・ (9) 安定処理の方法は、次による。- ・ (2) 材料 ア 盛土に用いる材料は、「1.1.16 建設副産物の処理(2)ア」による。 (4) 試験 ア 路床の支持力比 (CBR) 試験は、次による。- ・ 行なう ○ 行なわない イ 路床版締固め度の試験は、次による。- ・ 行なう ○ 行なわない ウ 砂の粒度試験は、次による。- ・ 行なう ○ 行なわない</p> <p>21.2.2 路盤 (1) 路盤の厚さは、次による。- ○ 図面による ・ (2) 材料 ア 路盤材料は、次による。- ○ 再生クラッシュラン RC-40 (品質については、追記1の再生資材の材料仕様による。) ○ 再生粒度調整砕石 RM-40 (品質については、追記1の再生資材の材料仕様による。) ・</p> <p>21.2.6 透水性アスファルト舗装 (1) 舗装の構成及び仕上がり ア 舗装の構成及び厚さは次による。- ○ 図面による ・ ウ 舗装の平たん性は、次による。- ○ 著しい不陸がないものとする。 (2) 材料 イ 透水性アスファルト舗装に用いるアスファルトは、次による。- ○ アスファルト混合物開粒度2号 (5) 試験 ウ アスファルト混合物等の抽出試験は、次による。- ・ 行なう ○ 行なわない</p> <p>21.2.9 縁石及び側溝 (1) 材料 ア コンクリート縁石及び側溝の形状及び寸法は、次による。- <table border="1" data-bbox="890 976 1454 1039"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>形状、寸法等</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 縁石コック</td> <td>150/170×200×600</td> <td>植込み立ち上がり等</td> </tr> </tbody> </table> ウ 地業の材料は、次による。- ○ 再生クラッシュラン (RC-40) ・ 切込み砂利 ・ 切込み砕石 ・ (2) 施工 ア 砂利地業の厚さは、次による。- ○ 図示による</p> <p>第3節 排水工事 21.3.3 材料 (1) 排水管用材料の材質、管の種類、呼び径等は、次による。- <table border="1" data-bbox="890 1239 1454 1354"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>管の種類</th> <th>呼び径等</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 遠心力鉄筋コンクリート管</td> <td>外圧管 (1種)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>○ VP ・ VU ・ RS-VU (注1)</td> <td>100</td> <td>雨水管</td> </tr> <tr> <td>・ 硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td>・ DV (注2) ・ VU継手 (注3)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注1) RS-VU (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管: JIS K9797) (注2) DV (排水用硬質塩化ビニル管継手: JIS K6739) (注3) VU継手 (屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手: AS38 (塩化ビニル管・継手協会規格)) (3) 側溝の形状及び寸法は、次による。- ○ スチール製細目グレーチング ポルト固定式 (4) 排水樹及び蓋の種類等は、次による。- ○ スチール製細目グレーチング ポルト固定式 T-20 ・ T-2 (5) グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインバーピッチ等は、次による。- ○ スチール製道路横断側溝細目グレーチング T-20 ・ T-2 ポルト固定式 (6) 地業の材料は、次による。- ○ 再生クラッシュラン (RC-40) ○ 再生粒度調整砕石 (RM-40) *自費工事部 ・ 切込み砕石 ・ 切込み砂利 (7) コンクリートは、次による。- ○ FC-18、スランプ18</p> <p>21.3.4 工法 (6) 硬質ポリ塩化ビニル管 ア 基礎の厚さ及び種類は、次による。- ・ イ 継手は、次による。- ○ 接着剤 ・ ゴム輪</p>	種類	形状、寸法等	使用箇所	○ 縁石コック	150/170×200×600	植込み立ち上がり等	材質	管の種類	呼び径等	使用箇所	・ 遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管 (1種)			○ 硬質ポリ塩化ビニル管	○ VP ・ VU ・ RS-VU (注1)	100	雨水管	・ 硬質ポリ塩化ビニル管継手	・ DV (注2) ・ VU継手 (注3)			<p>第4節 その他の外部工事 21.4.2 門扉、フェンス等 (2) 材料 ア 金属製の格子フェンス及び門扉の種類、寸法、材質等は、次による。- ○ 図示による。 イ ネット・メッシュフェンスの種類、寸法等は、次による。- ○ 図示による。 エ フェンスの基礎は、次による。- ○ コンクリート布基礎、コンクリートブロック ○ コンクリート独立基礎 ○ 防球ネット基礎 ※図示による。 (3) 工法等 オ 見え掛り部分及び埋込み部分の表面処理は、次による。- ○ 図示による。</p> <p>21.4.7 その他の外部工事 (1) 掲示板、植込みボックス、くず入れ等の材料は、次による。- ・ (2) 掲示板は、次による。- ・ (3) その他の外部工事は、次による。- ○ 各排水樹・雨水樹の高さ調整を行う。 範囲は 図示による。</p>				
種類	形状、寸法等	使用箇所																											
○ 縁石コック	150/170×200×600	植込み立ち上がり等																											
材質	管の種類	呼び径等	使用箇所																										
・ 遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管 (1種)																												
○ 硬質ポリ塩化ビニル管	○ VP ・ VU ・ RS-VU (注1)	100	雨水管																										
・ 硬質ポリ塩化ビニル管継手	・ DV (注2) ・ VU継手 (注3)																												
<p>第3章 土工事</p>	<p>第1節 一般事項 3.1.3 敷地整理 (3) 工事の支障となる樹木の処置は、次による。- ○ 伐採・伐根、及び剪定 (図示による) (4) 古井戸、便所跡、溜池等の処置は、次による。- ・</p> <p>第2節 根切り及び埋戻し 3.2.3 埋戻し及び盛土 (2) 埋戻し及び盛土の材料は、「1.1.16 建設副産物の処理(2)ア(7)」による。-</p>																												
<p>第4章 地業工事</p>	<p>第2節 試験及び報告書 4.2.4 地盤の載荷試験 (1) 地盤の載荷試験は、次による。- ○ 行わない。- ・ 平板載荷試験とし、試験位置、載荷荷重等は、次による。-</p> <p>第6節 砂利、砂、割り石及び捨コンクリート地業等 4.6.2 材料 (1) 砂利地業に使用する砂利は、次による。- ○ 再生クラッシュラン (RC-40) ・ 切込砂利 ・ 切込砕石 (3) 目つぶし砂利は、次による。- ○ 再生クラッシュラン (RC-40) ・ 切込砂利 ・ 切込砕石</p> <p>4.6.3 砂利及び砂地業 (1) 砂利及び砂地業の厚さは、次による。- ○ 図示による。</p> <p>4.6.5 捨コンクリート地業 (1) 捨コンクリートの厚さは、次による。- ○ 図示による。</p> <p>4.6.8 六価クロム溶出試験等について セメント及びセメント系固化材を地盤改良又は地中連続壁 (SMW工法等) に使用する場合は、六価クロム溶出試験 (及びタンクリーチング試験) を実施し、試験結果 (計量証明書) を提出する。- なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験実施要領 (案)」 (国土交通省通知http://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kuromu.html) による。-</p>																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="4">日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事 (第二期)</td> </tr> <tr> <td>図番</td> <td>A-04</td> <td>図名</td> <td colspan="2">特記仕様書 (3)</td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td>A3:NS</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>作成</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>監理</td> <td colspan="2">日野市 総務部 建築営繕課</td> </tr> <tr> <td>訂正</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事 (第二期)				図番	A-04	図名	特記仕様書 (3)		縮尺	A3:NS				作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課		訂正	年 月 日			
工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事 (第二期)																												
図番	A-04	図名	特記仕様書 (3)																										
縮尺	A3:NS																												
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課																										
訂正	年 月 日																												

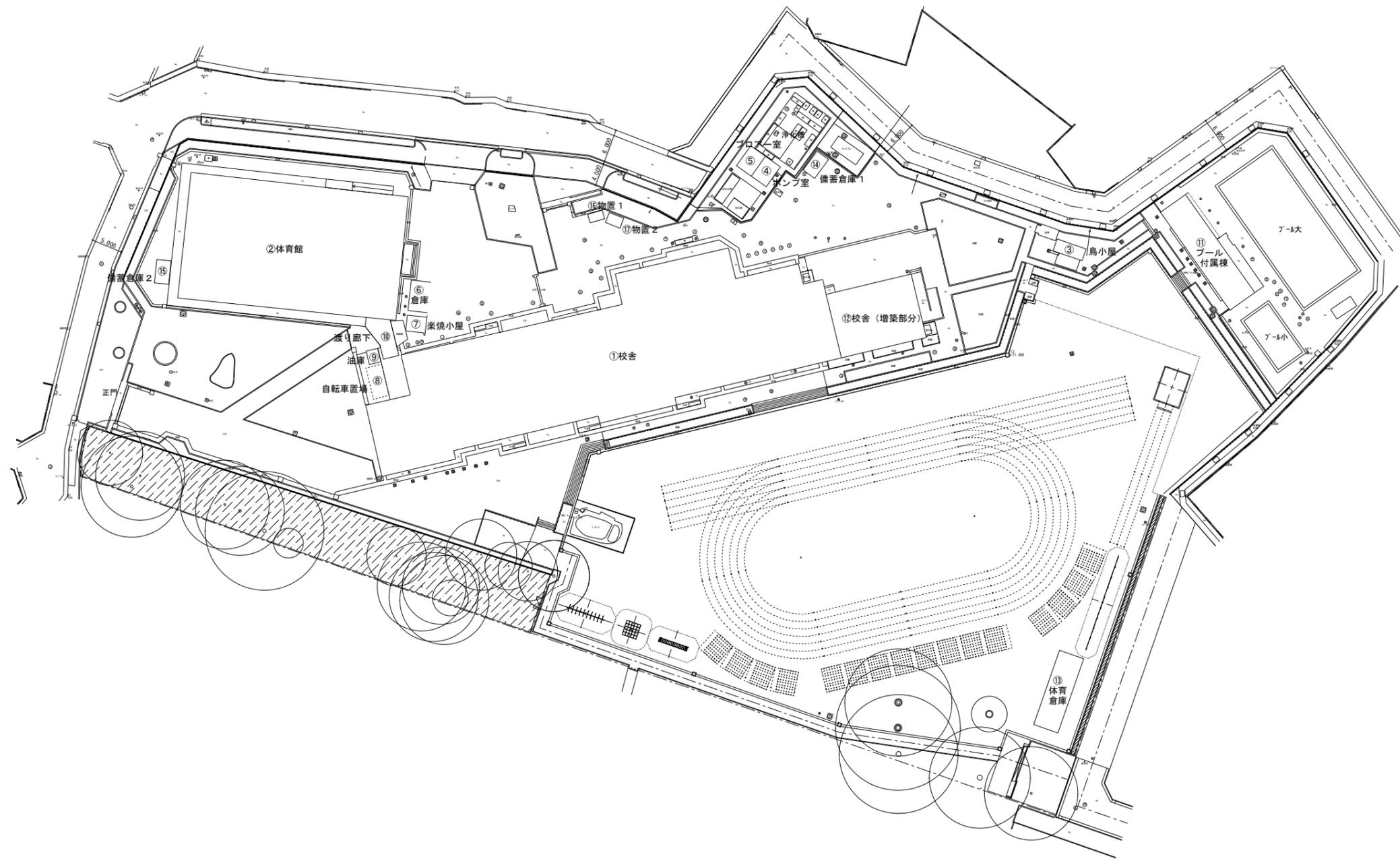
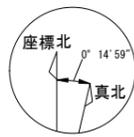
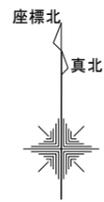


第一種低層住居専用地域
(22条区域)

第二種中高層住居専用地域
(準防火地域)

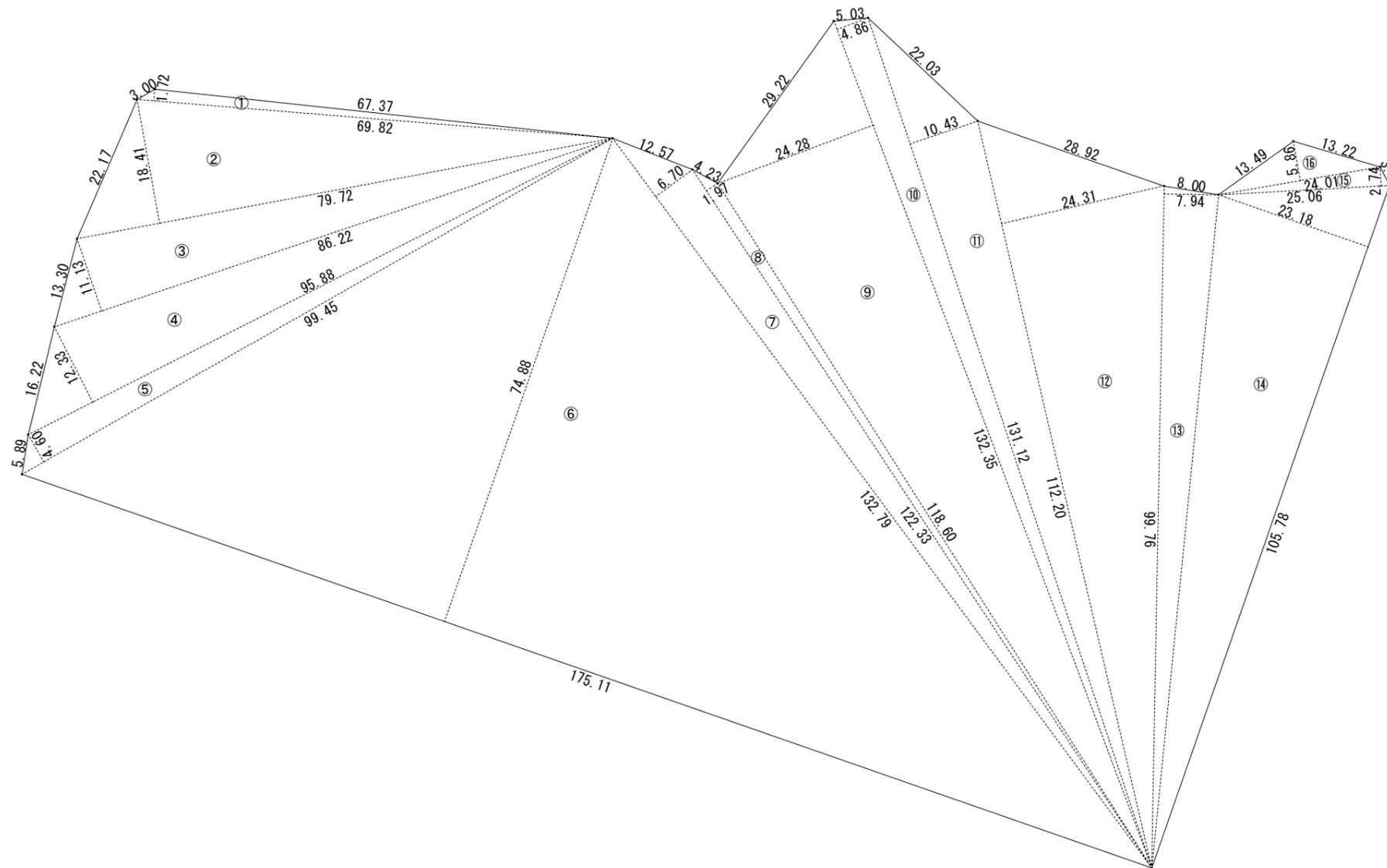
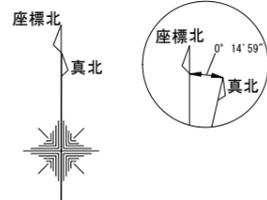
建設地：東京都日野市日野本町六丁目1番地の74の一部、3番地の1、29
 保留地：東町3-(1)-イ、(1)-ロ、(1)-ハ、(1)-ニ、(1)-ホ、(2)

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	A-05	図名	案内図
縮尺	A3:NS		
作成	年月日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年月日		



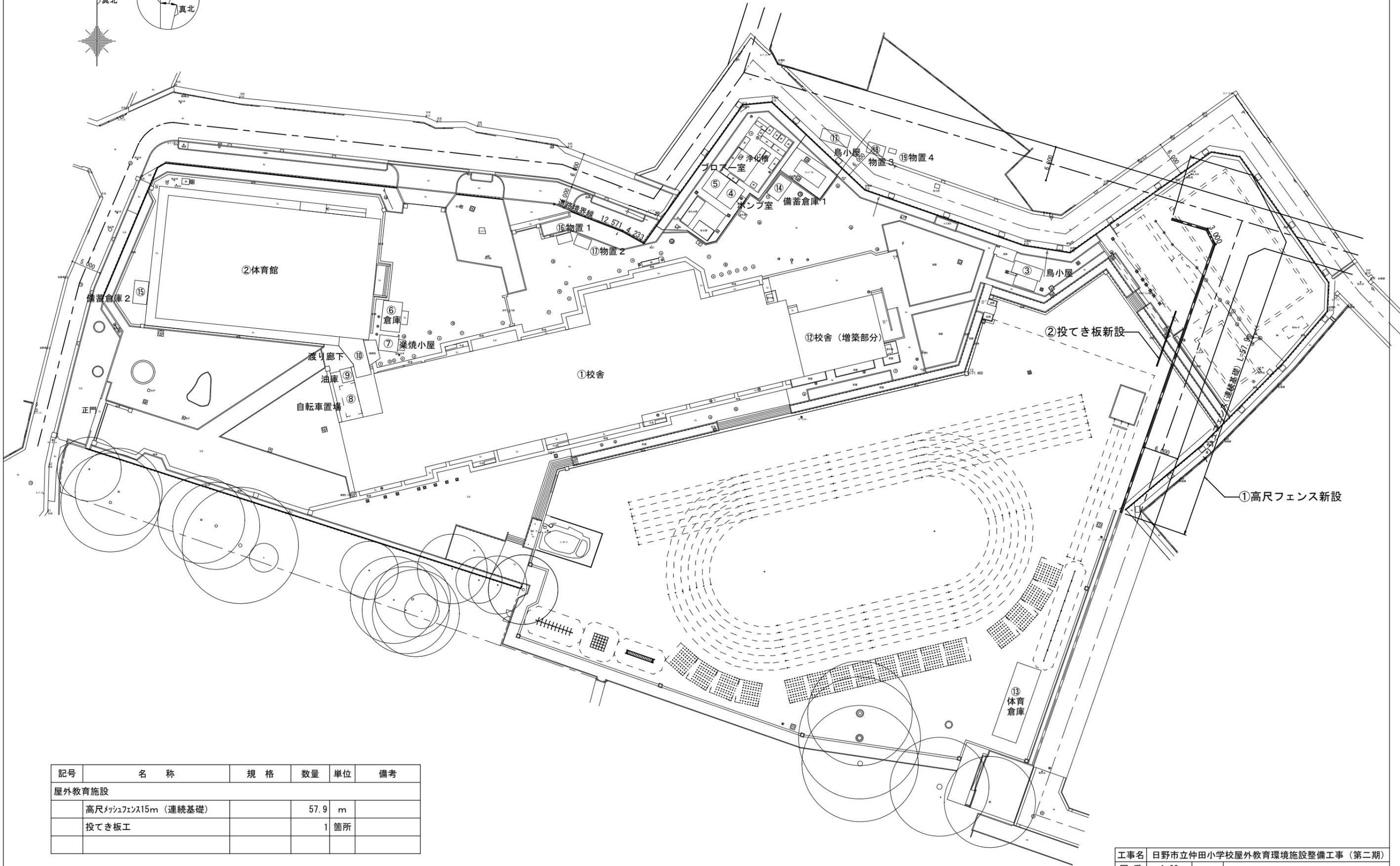
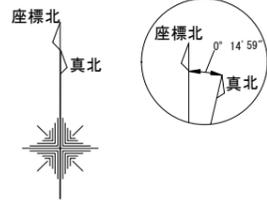
工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	A-06	図名	配置図
縮尺	A3:1/800		
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		

R7



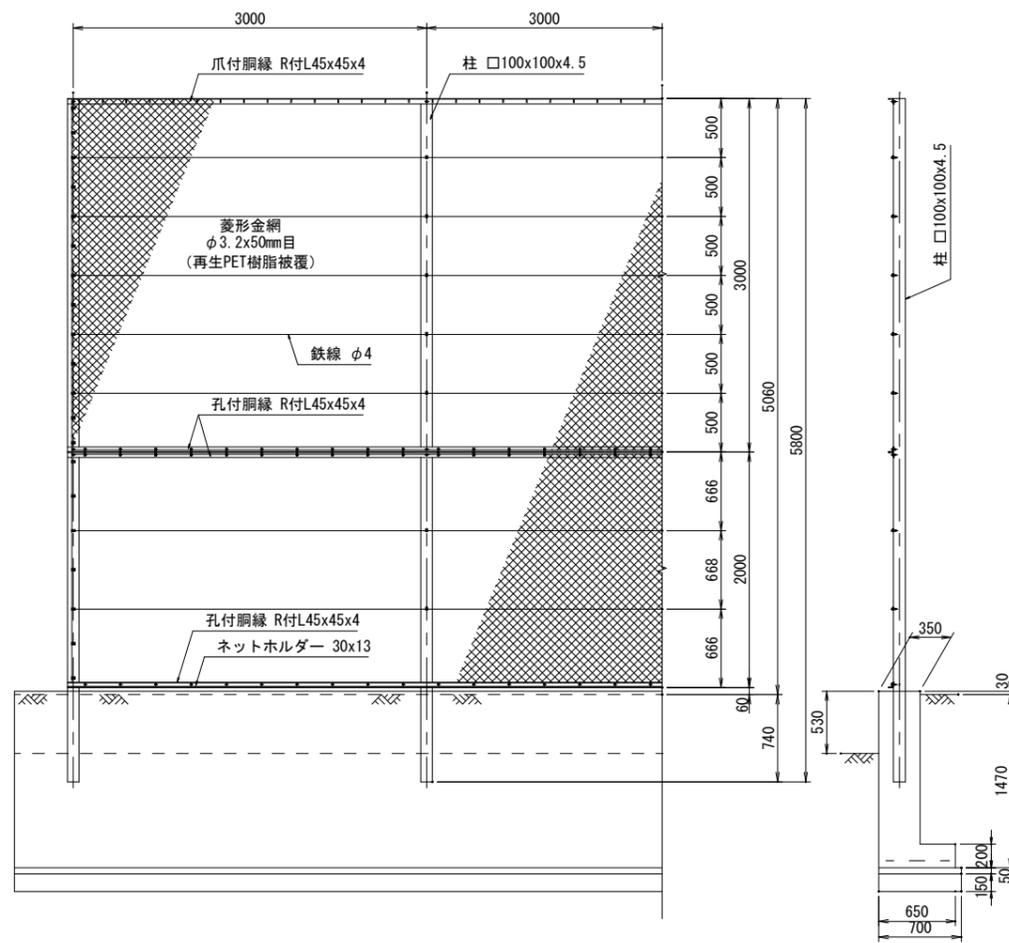
番号	底辺 x 高さ	倍面積 (m2)	面積 (m2)
①	69.82 x 1.72	120.0904	60.04520
②	79.72 x 18.41	1467.6452	733.82260
③	86.22 x 11.13	959.6286	479.81430
④	95.88 x 12.33	1182.2004	591.10020
⑤	99.45 x 4.60	457.4700	228.73500
⑥	175.11 x 74.88	13112.2368	6556.11840
⑦	132.79 x 6.70	889.6930	444.84650
⑧	122.33 x 1.97	240.9901	120.49505
⑨	132.35 x 24.28	3213.4580	1606.72900
⑩	132.35 x 4.86	643.2210	321.61050
⑪	131.12 x 10.43	4545.9304	2272.96520
⑫	112.20 x 24.31	226.6760	113.33800
⑬	99.76 x 7.94	1304.9344	652.46720
⑭	105.78 x 23.18	643.0006	321.50030
⑮	25.06 x 2.74	902.7642	451.38210
⑯	24.01 x 5.86	105.3715	52.68575
合計面積			14917.61745
敷地面積			14917.62 m ²

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	A-07	図名	求積図
縮尺	A3:1/800		
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		



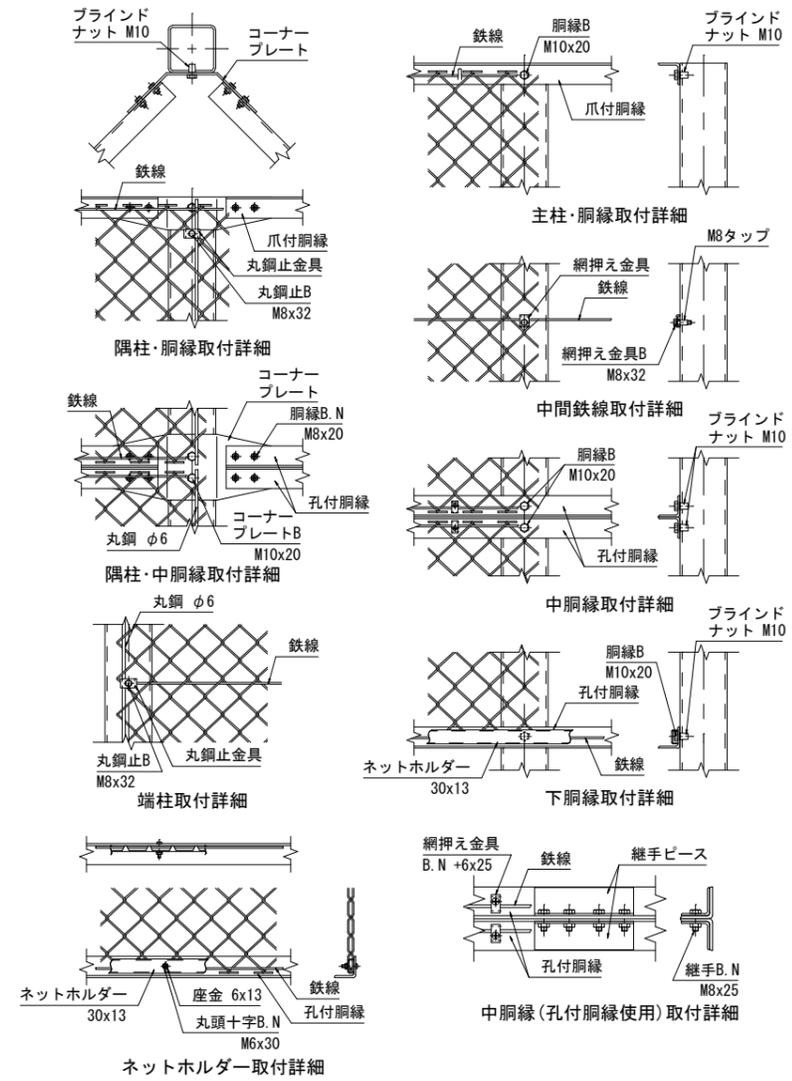
記号	名称	規格	数量	単位	備考
屋外教育施設					
	高尺メッシュフェンス15m (連続基礎)		57.9	m	
	投てき板工		1	箇所	

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事 (第二期)		
図番	A-08	図名	全体平面図
縮尺	A3:1/600		
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		



正面図
(S=1/60)

側面図
(S=1/60)



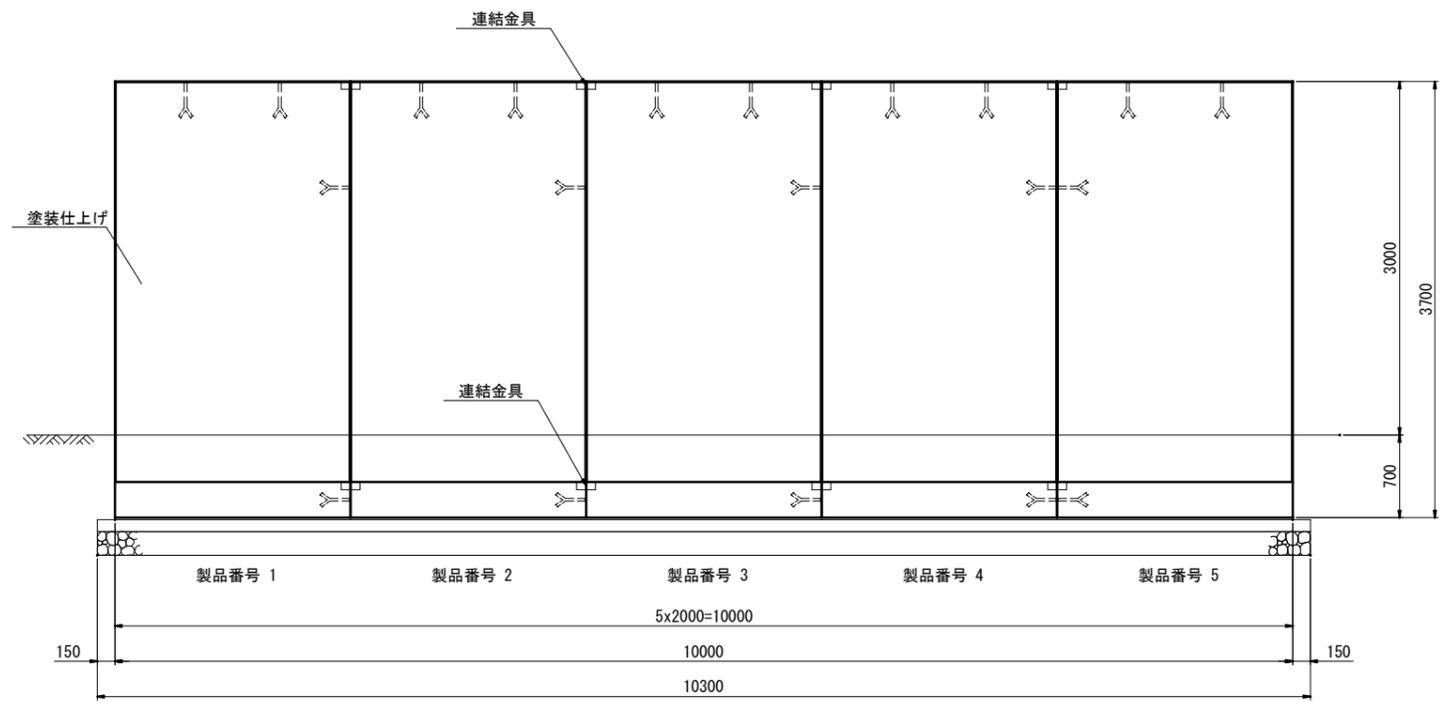
詳細図
(S=1/15)

高尺メッシュフェンス5m(連続基礎)

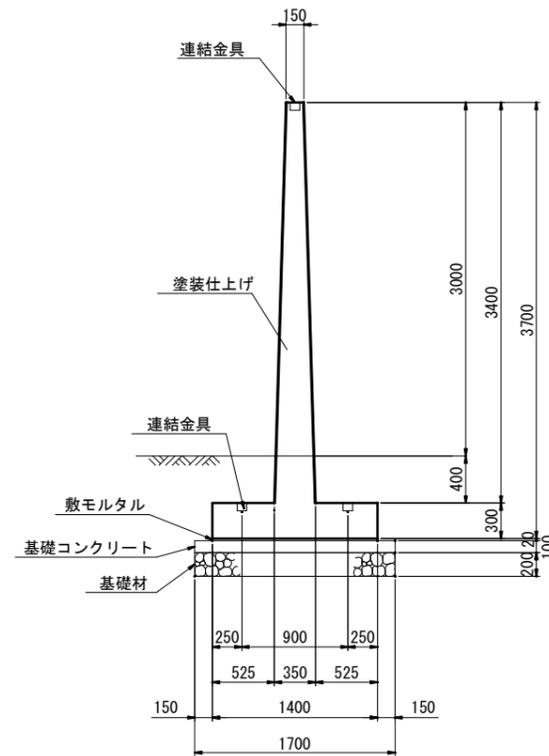
工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)		
図番	A-09	図名	①フェンス詳細図
縮尺	A3:図示		
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		

投てき板仕様 (下記同等品以上)

正面図 S=1/60



断面図 S=1/60



設計条件

項目	単位	常時(短期)
設計風速	m/s	38以下
地表面粗度区分	—	Ⅲ
風力係数	—	1.2
設計水平震度	—	0.288
単位体積重量	鉄筋コンクリート	kN/m ³ 24.5
	土	kN/m ³ 18.0
コンクリート設計基準強度	N/mm ²	30
鉄筋の種類	—	SD295
基礎底面と地盤との摩擦係数	—	0.50
安定条件	転倒	e ≤ B/6 (B/3)
	滑動	Fe ≥ 1.5 (1.2)

製品数量表

一式当り

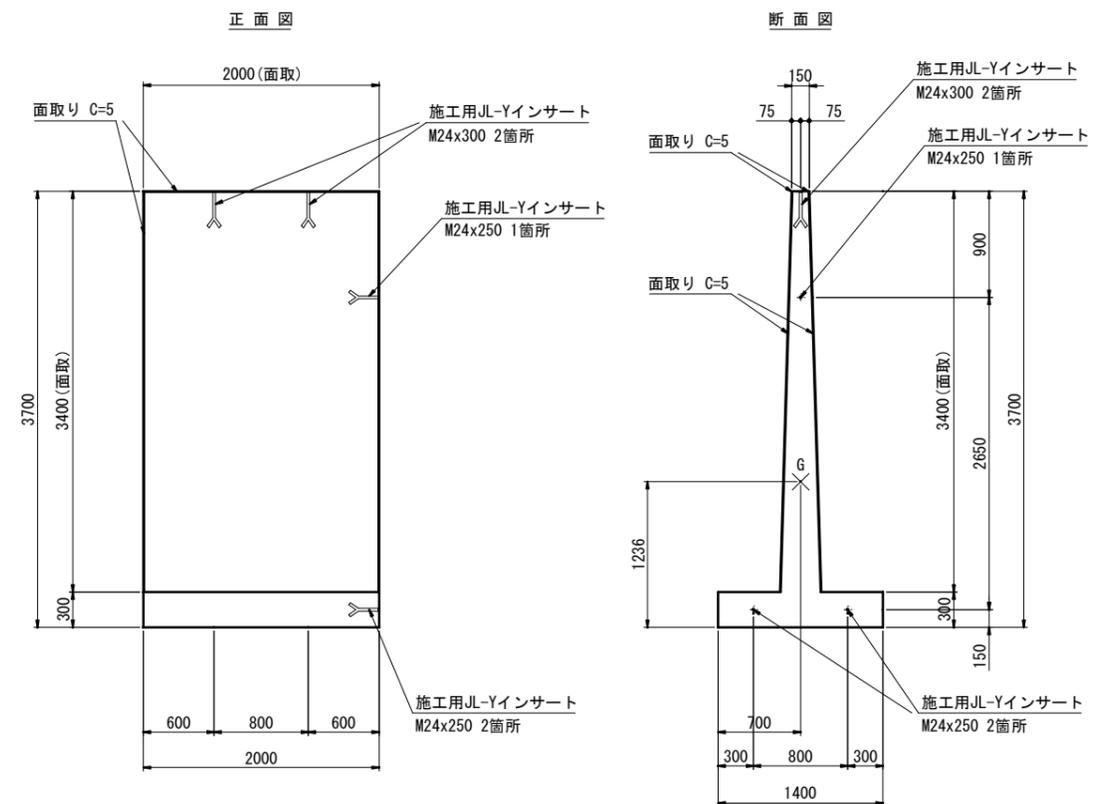
規格	L	数量	製品番号	摘要
標準	2000	3	2, 3, 4	参考質量: 6100kg 中間ブロック 連結金具x6
標準	2000	2	1, 5	端部ブロック 連結金具x3
合計		5		

基礎材料表

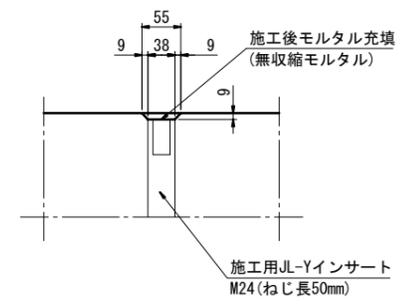
1式当り

名称	規格	単位	数量	摘要
敷モルタル	1:3	m ³	0.280	
基礎コンクリート	18-8-25	m ³	1.751	
同上型枠		m ²	2.400	
基礎材		m ²	17.510	t=200mm

吊り用インサート取付位置 S=1/60

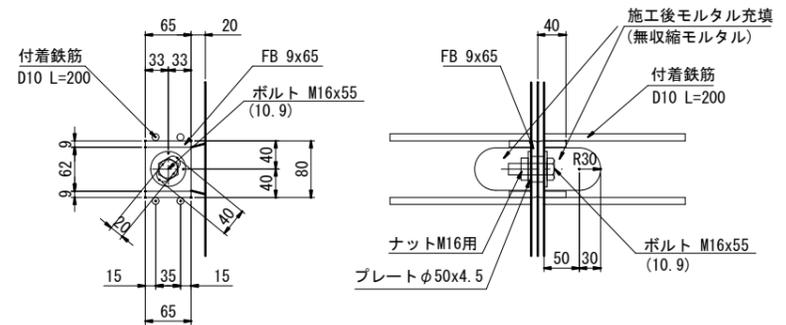


インサート取付部詳細図 S=1/10

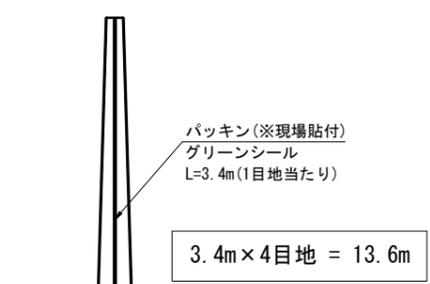


連結金具詳細図 S=1/10

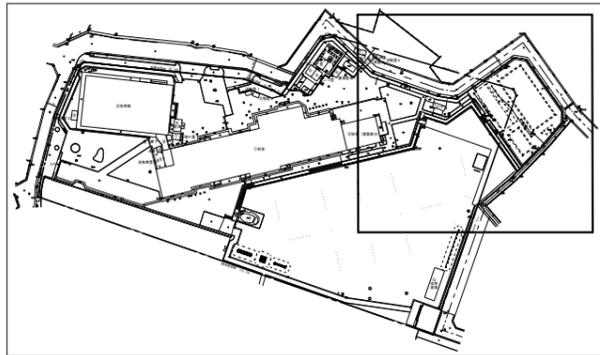
(5号フランジ)



シール材取付図 S=1/60



工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)		
図番	A-10	図名	②投てき板詳細図
縮尺	A3:図示		
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		



Key Plan

特記事項

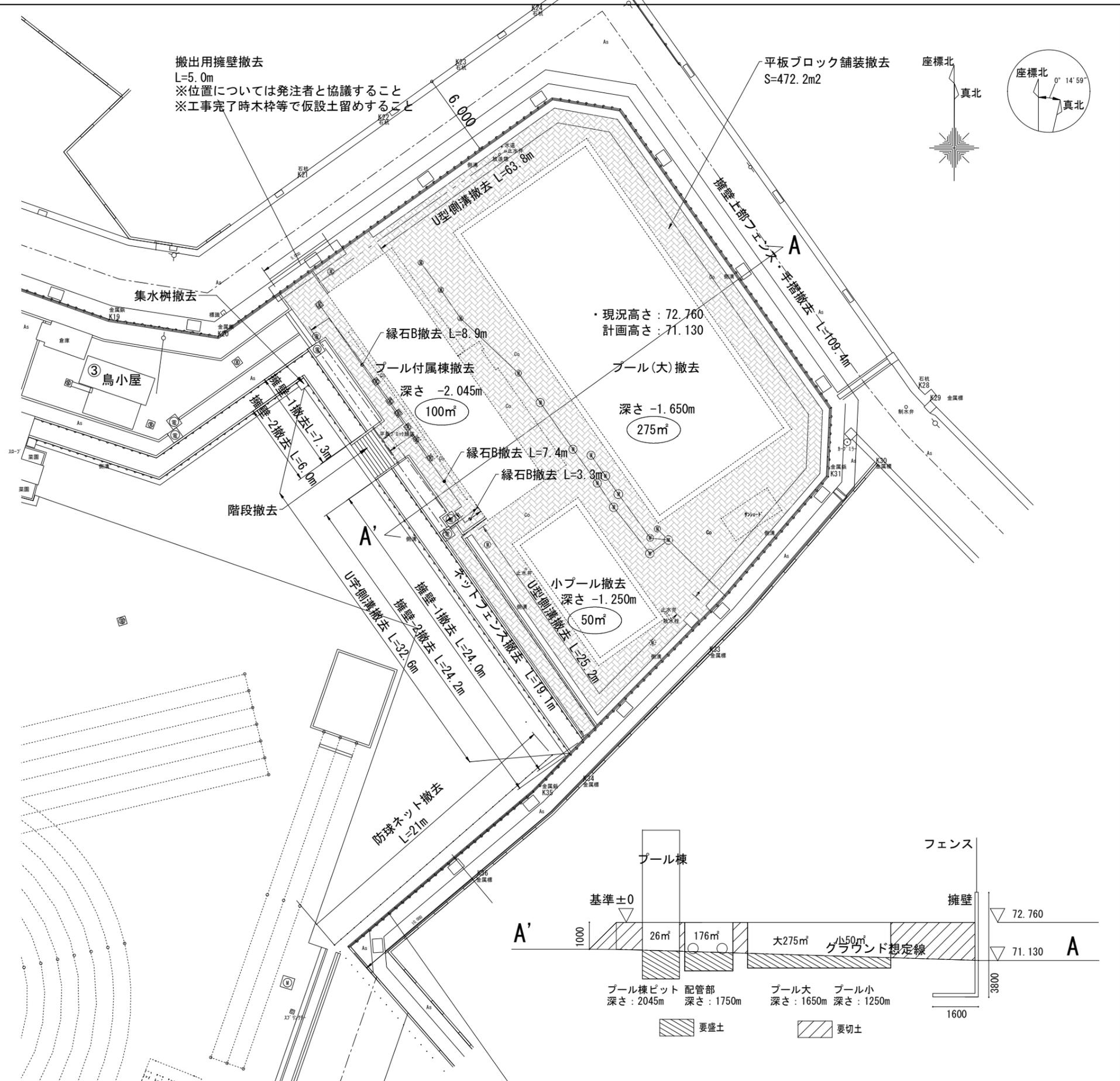
- 撤去対象物にはアスベストを含むものもあるため、撤去作業を行う際は注意すること。
- アスベスト対象物は以下のものを想定している。

プール付属棟の天井部分
各機械類のパッキン等

これらのものを解体する際は十分に養生をし注意すること。

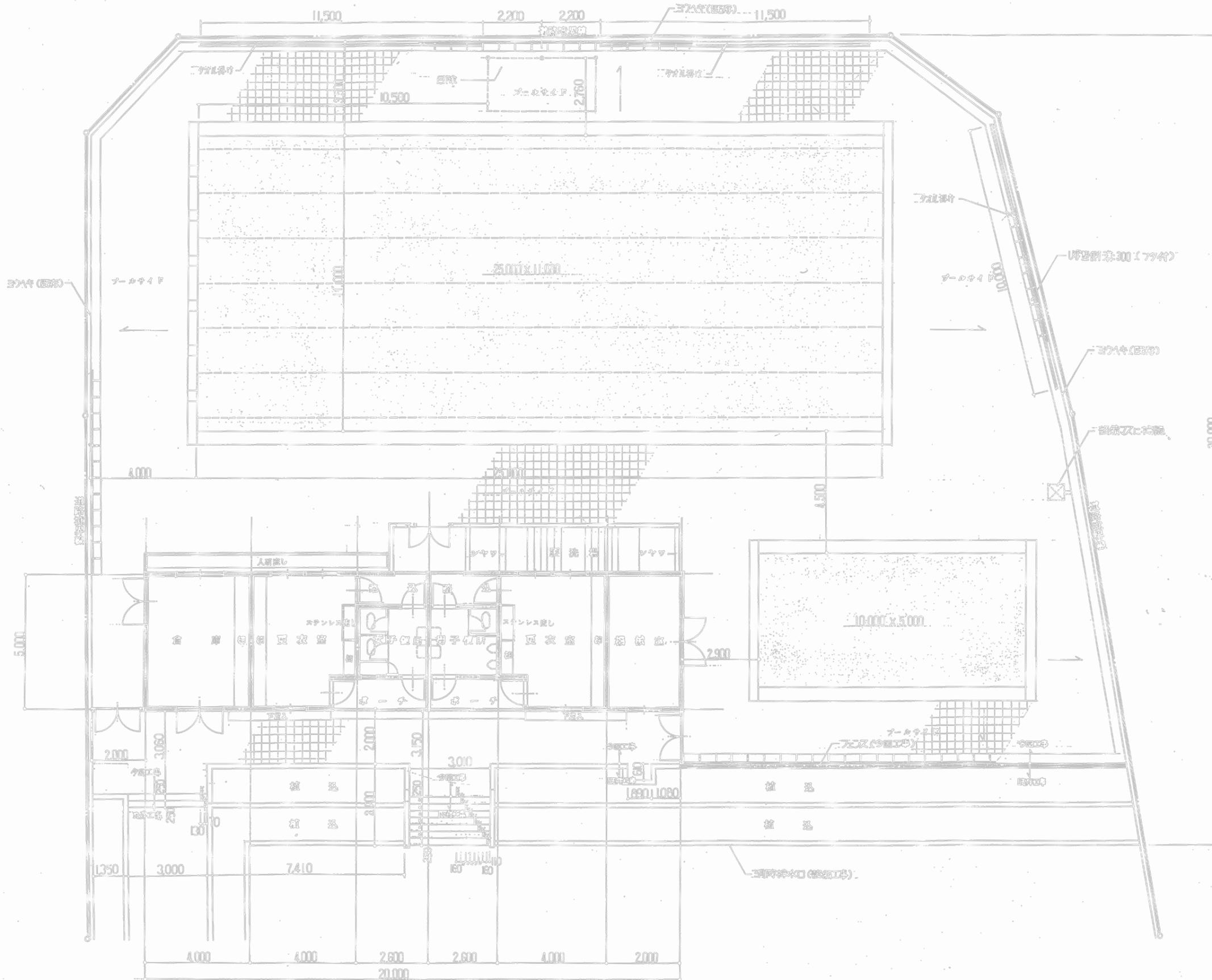
また、これら以外にもアスベストを使用している物があると思われるので、作業に当たっては監督員と十分に確認し撤去方法について協議を行うこと。

記号	名称	規格	数量	単位	備考
外構撤去					
	防球ネット撤去	H=5.00m	21.0	m	
	擁壁上部撤去(フェンス・手摺)	H=1.20m	109.4	m	
	擁壁-1撤去	H=1.35m	31.3	m	
	擁壁-2撤去	H=1.00m	30.2	m	
	階段撤去		1	箇所	
	U型側溝撤去		32.6	m	
	集水樹撤去		1	箇所	
	縁石B撤去		19.6	m	
	擁壁(事業境界部)撤去		10.0	m	
	搬出用擁壁撤去		5.0	m	
プール等撤去					
	プール棟撤去		1	箇所	
	競泳プール撤去		1	箇所	
	小プール撤去		1	箇所	
プール外構撤去					
	日除撤去		1	基	
	平板ブロック舗装撤去		472.2	m ²	
	U型側溝撤去		89.0	m	
	ネットフェンス撤去	H=1.80m	19.1	m	
	プールサイド門扉撤去	H=1.20m	1.7	m	

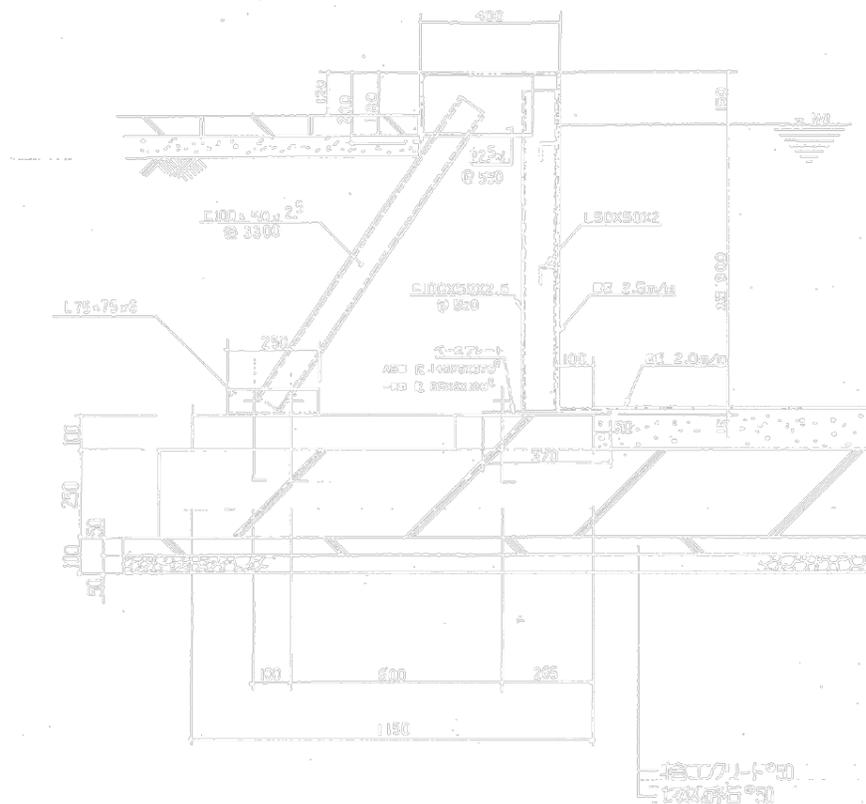


コンクリート擁壁(既存図H-1200(フェンス)参照)
 第一目地まで撤去(フェンス含む)
 ※木枠等で仮設土留めすること
 L=10.0m+樹木伐採伐根 6本

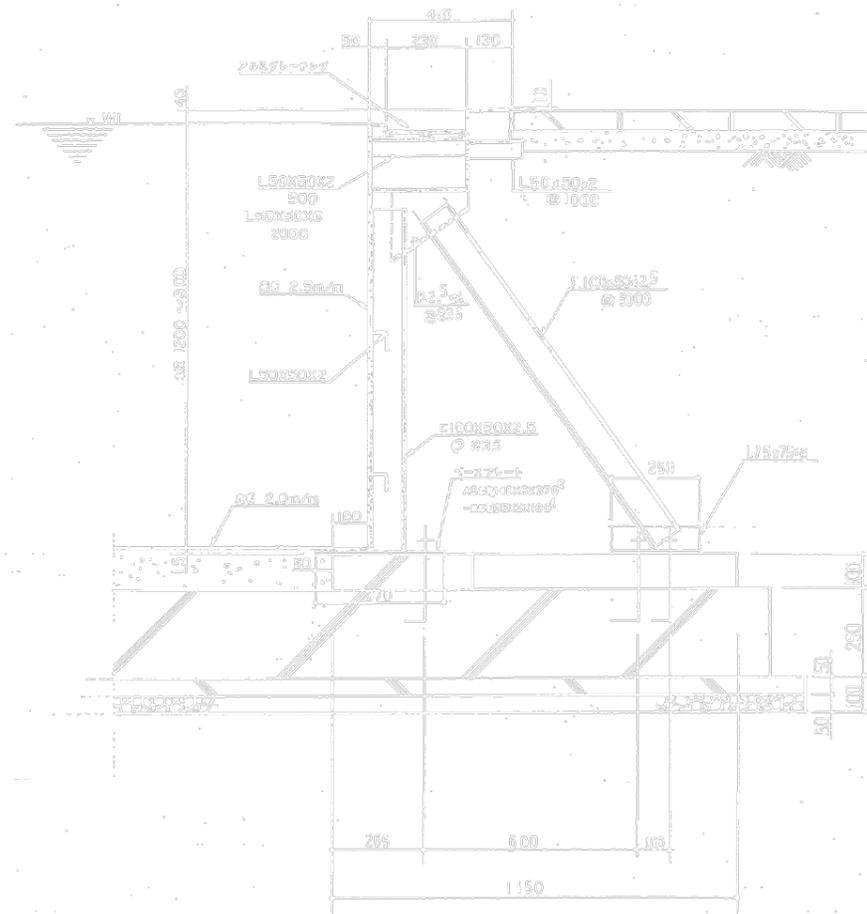
工事名	仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)		
図番	A-11	図名	撤去平面図
縮尺	A3:1/300		
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		



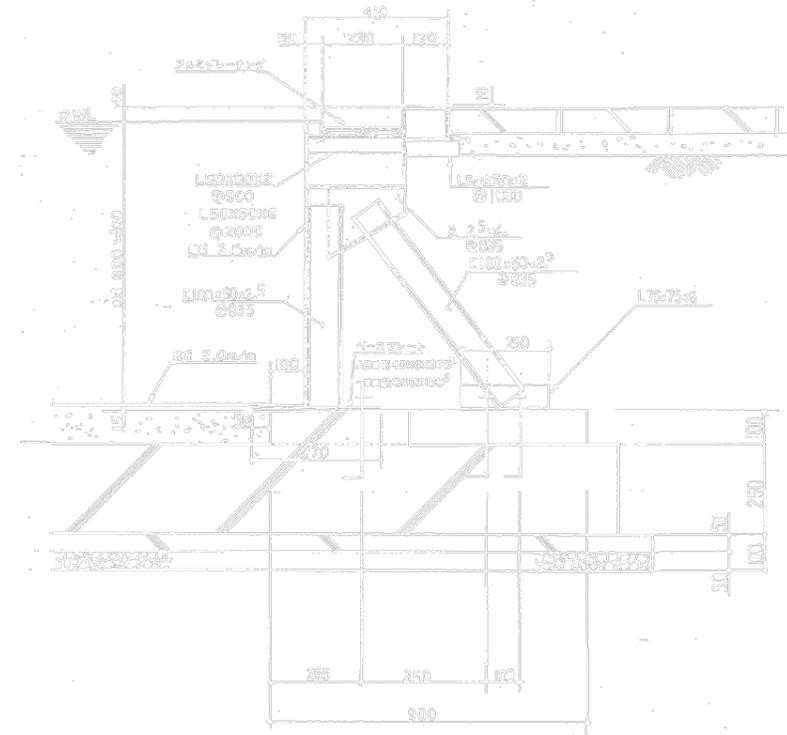
工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	A-12	図名	プール撤去平面図(1)
縮尺	A3:1/150		
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		



スタートターン側 断面詳細図

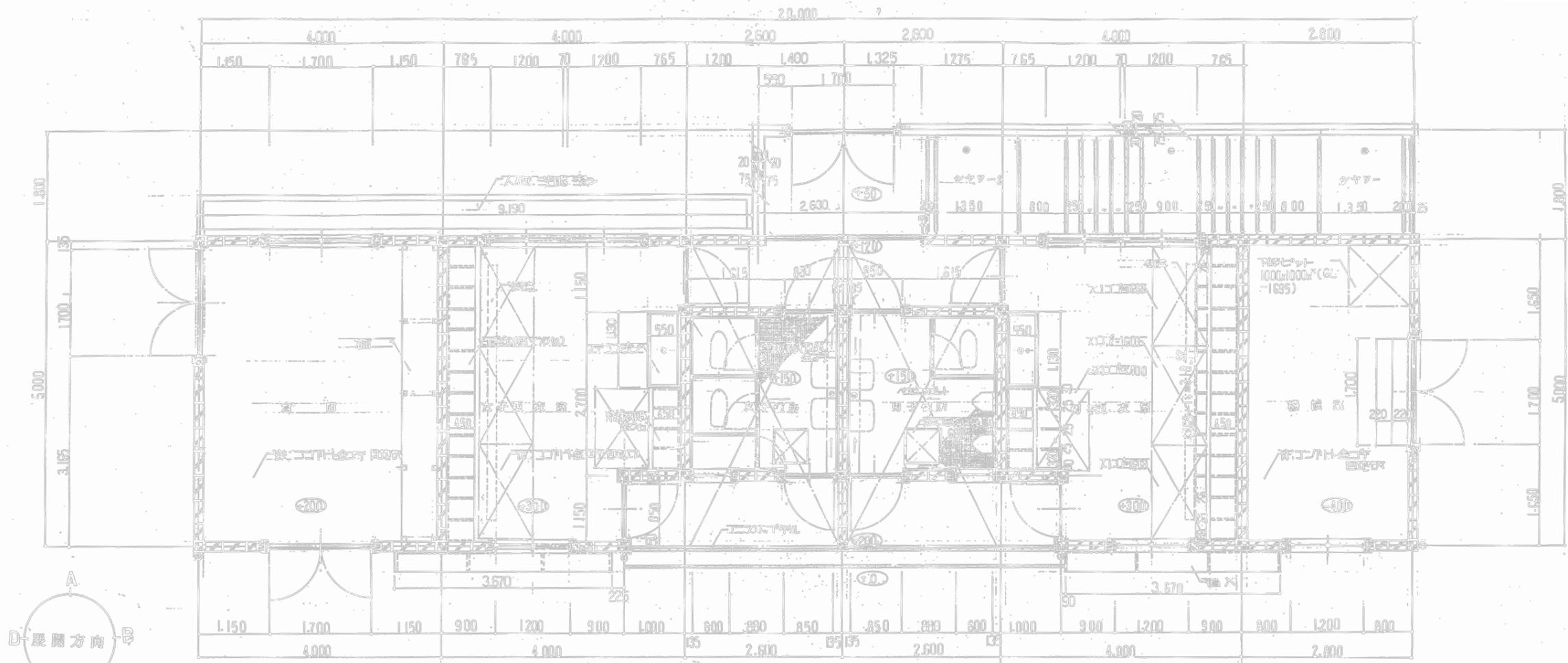


長辺側 断面詳細図



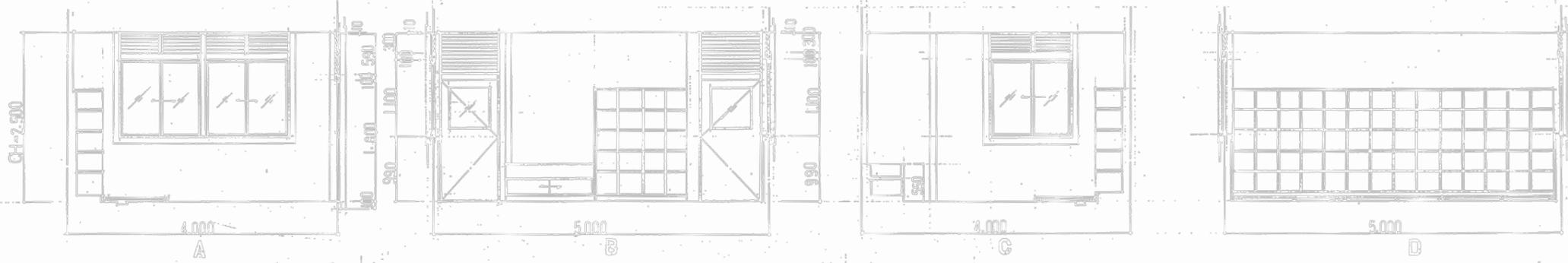
小プール 断面詳細図

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	A-14	図名	プール撤去断面詳細図
縮尺	A3:1/20		
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		

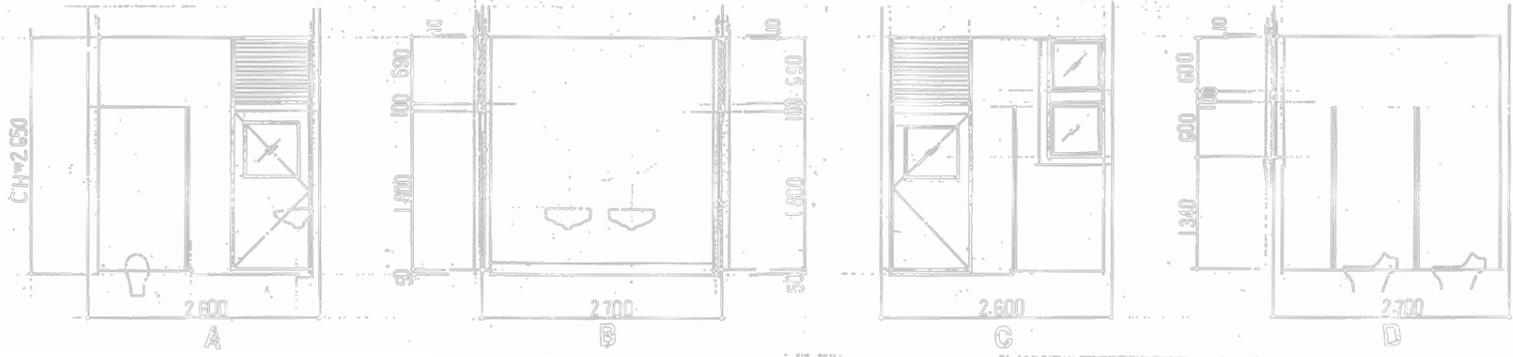


平面詳細図

女子更衣室	
窓	コンクリート金網付 固定窓
向木	コンクリート金網付
壁	C24/28コンクリート 内装面は珪藻土付
天井	ガラス繊維強化プラスチック
床	

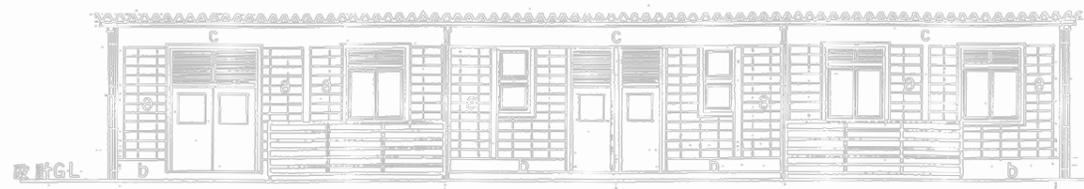


女子トイレ	
窓	内水用コンクリート
向木	内水用コンクリート
壁	コンクリート 内装面は珪藻土付
天井	ガラス繊維強化プラスチック
床	

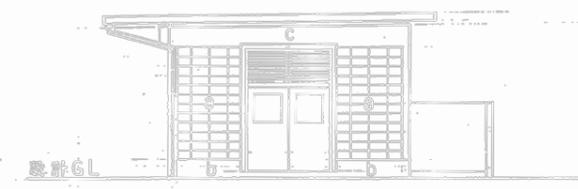


特記事項
 ・撤去対象物にはアスベストを含むものがあるため、撤去作業を行う際は注意すること。
 ・アスベスト対象物は以下のものを想定している。
 プール付属棟の天井部分
 各機械類のパッキン等
 これらのものを解体する際は十分に養生をし注意すること。
 また、これら以外にもアスベストを使用している物があると思われるので、
 作業に当たっては監督員と十分に確認し撤去方法について協議を行うこと。

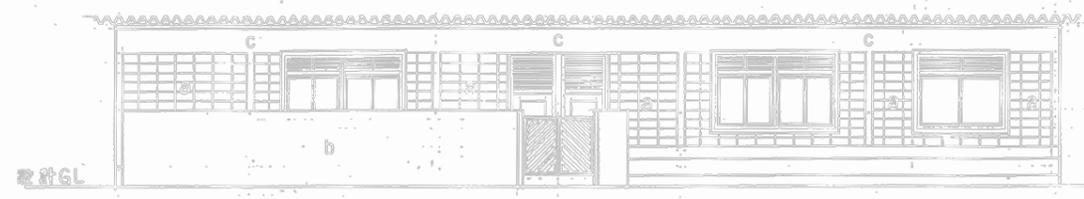
工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	A-15	図名	プール付属棟撤去 平面詳細図
縮尺	A3:1/80	作成	令和 年 月 日
訂正	年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課



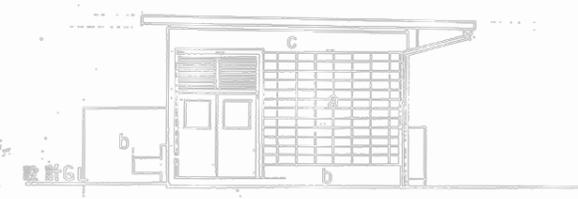
南側立面図



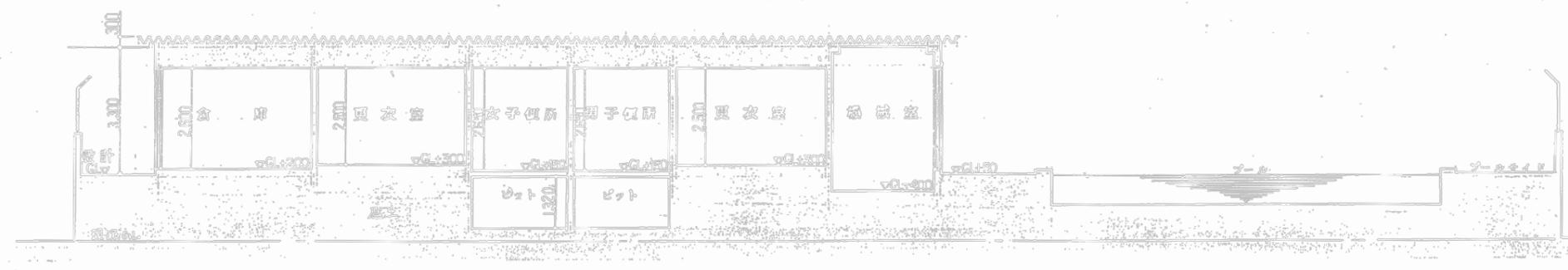
東側立面図



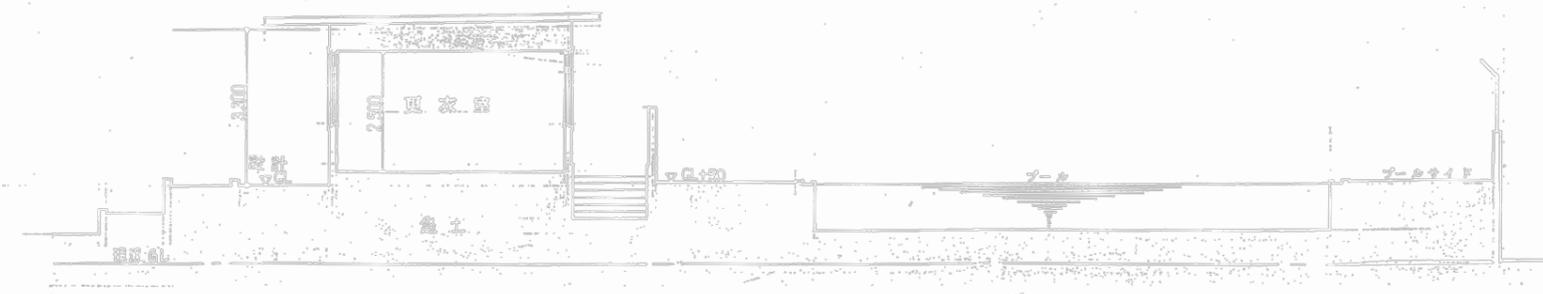
北側立面図



西側立面図



断面図

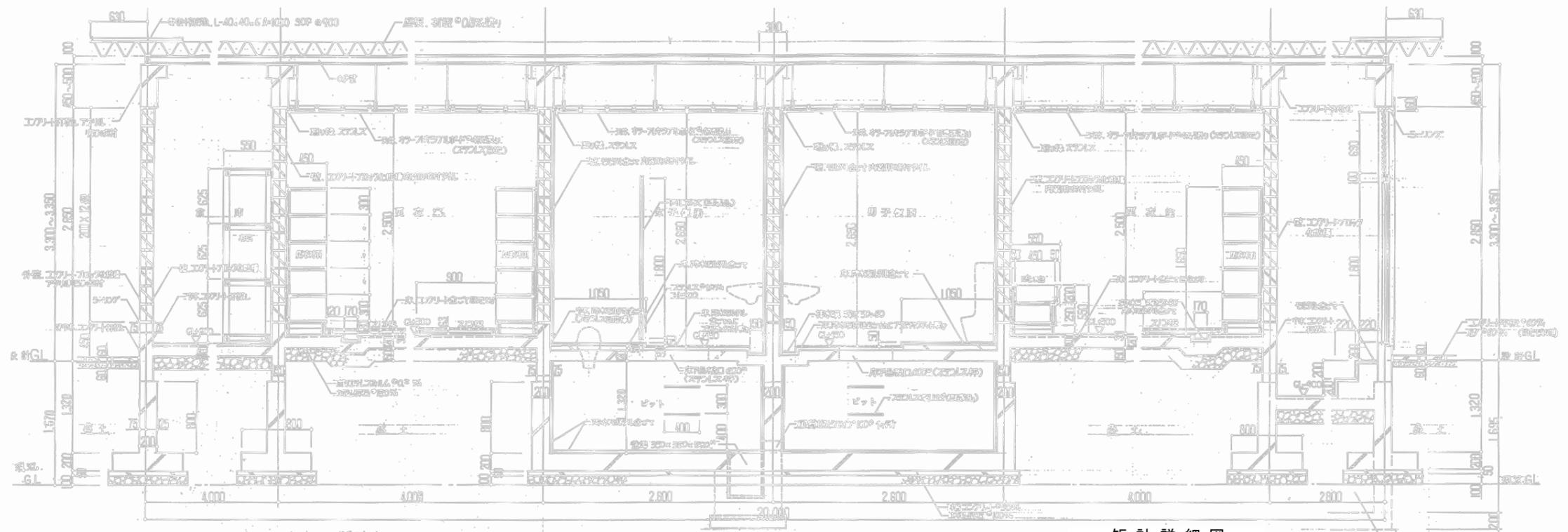


断面図

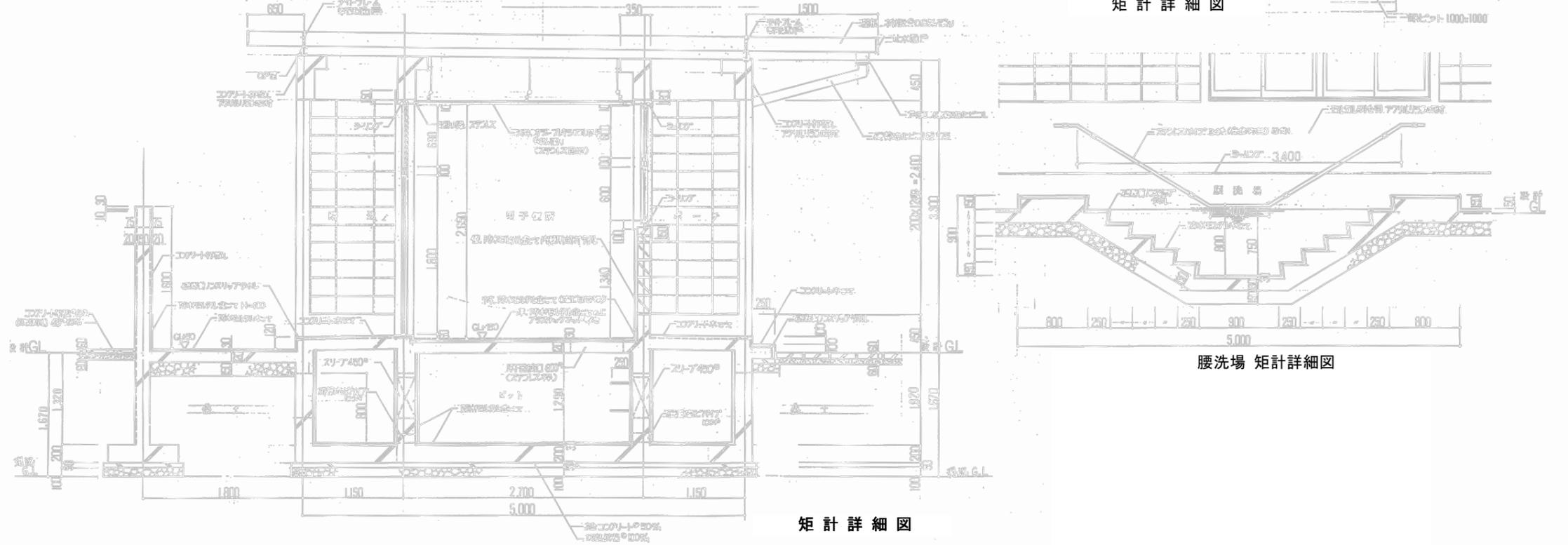
凡例

a	： 200mm厚コンクリート床版
b	： 200mm厚コンクリート床版
c	： 200mm厚コンクリート床版

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	A-16	図名	プール付属棟撤去
縮尺	A3:1/150		立面図・断面図
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		



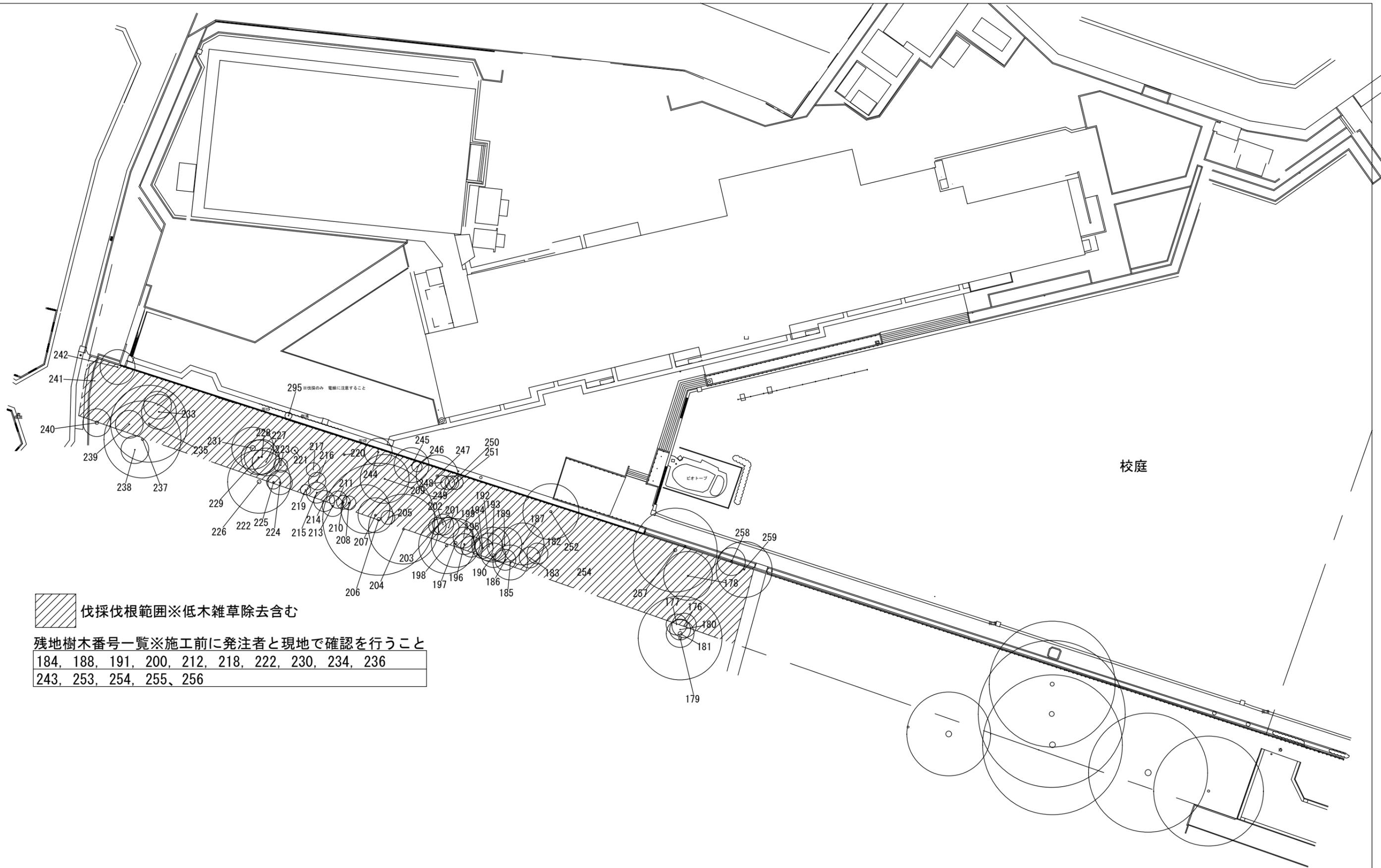
矩計詳細図



矩計詳細図

腰洗場 矩計詳細図

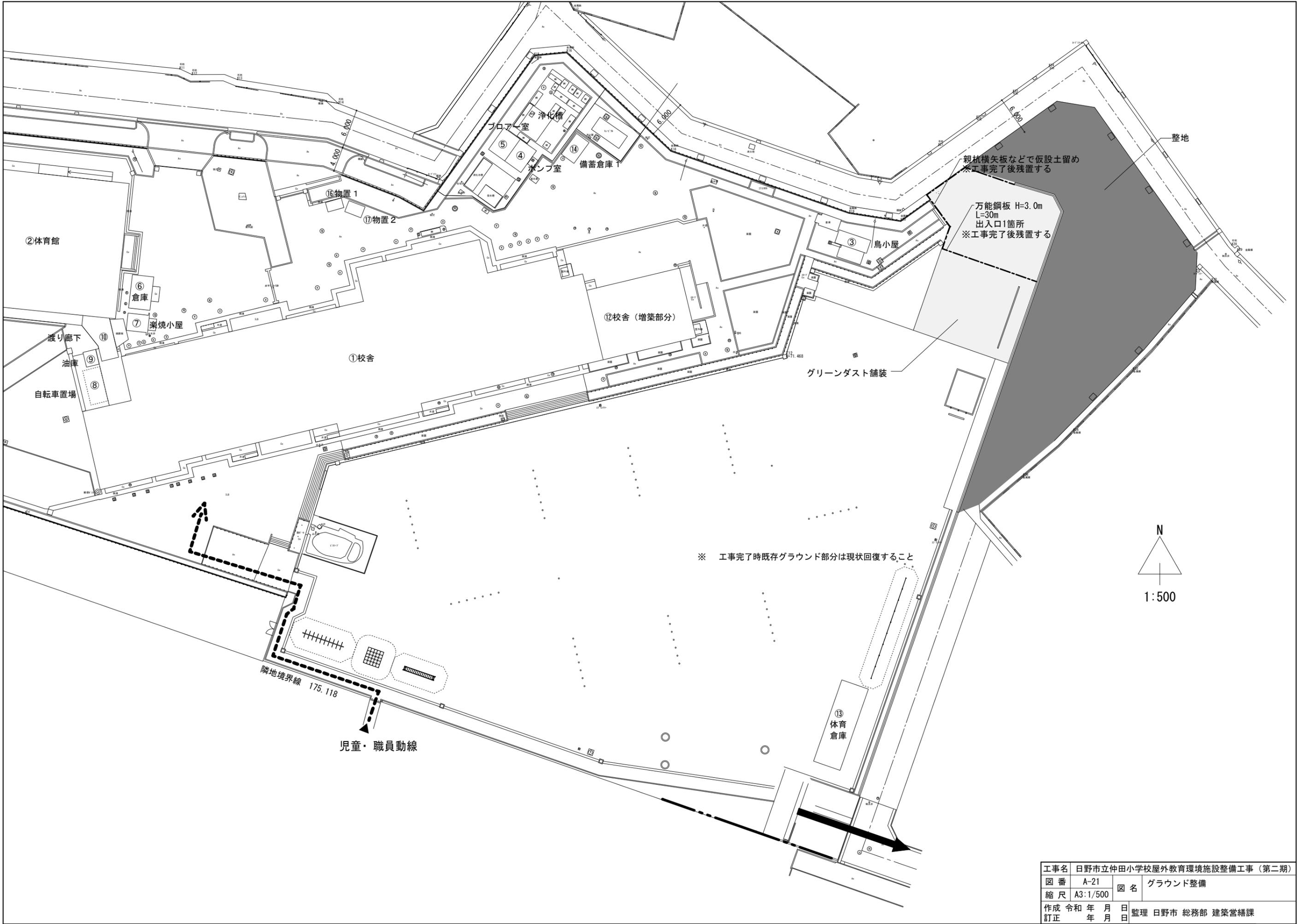
工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	A-17	図名	プール付属棟撤去
縮尺	A3:1/80		矩計図
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		




 伐採伐根範囲※低木雑草除去含む

残地樹木番号一覧※施工前に発注者と現地で確認を行うこと
 184, 188, 191, 200, 212, 218, 222, 230, 234, 236
 243, 253, 254, 255, 256

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	A-20	図名	緑地帯整備図
縮尺	N S		
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正			



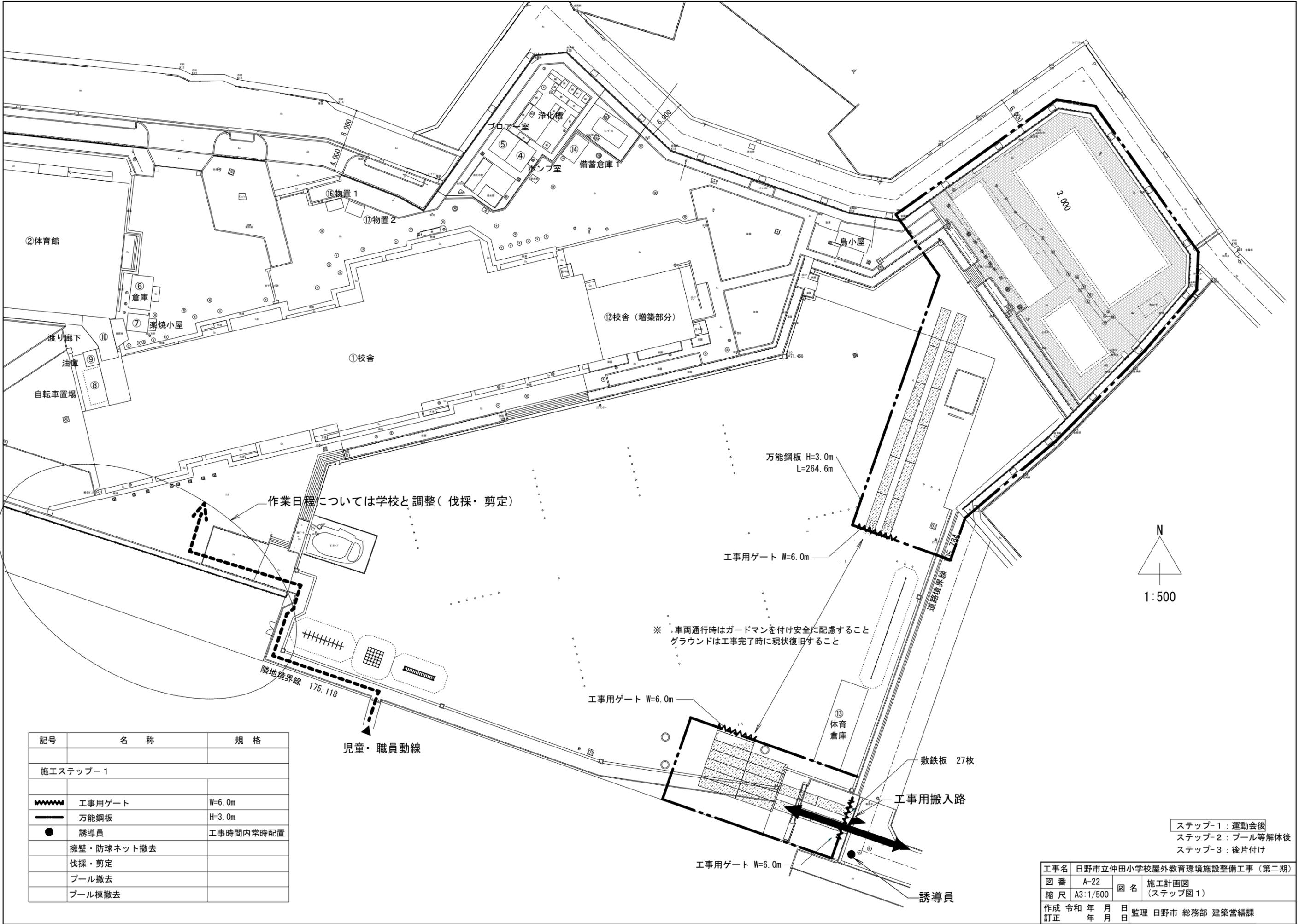
親杭横矢板などで仮設土留め
※工事完了後残置する

万能鋼板 H=3.0m
L=30m
出入口1箇所
※工事完了後残置する

※ 工事完了時既存グラウンド部分は現状回復すること



工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	A-21	図名	グラウンド整備
縮尺	A3:1/500		
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		

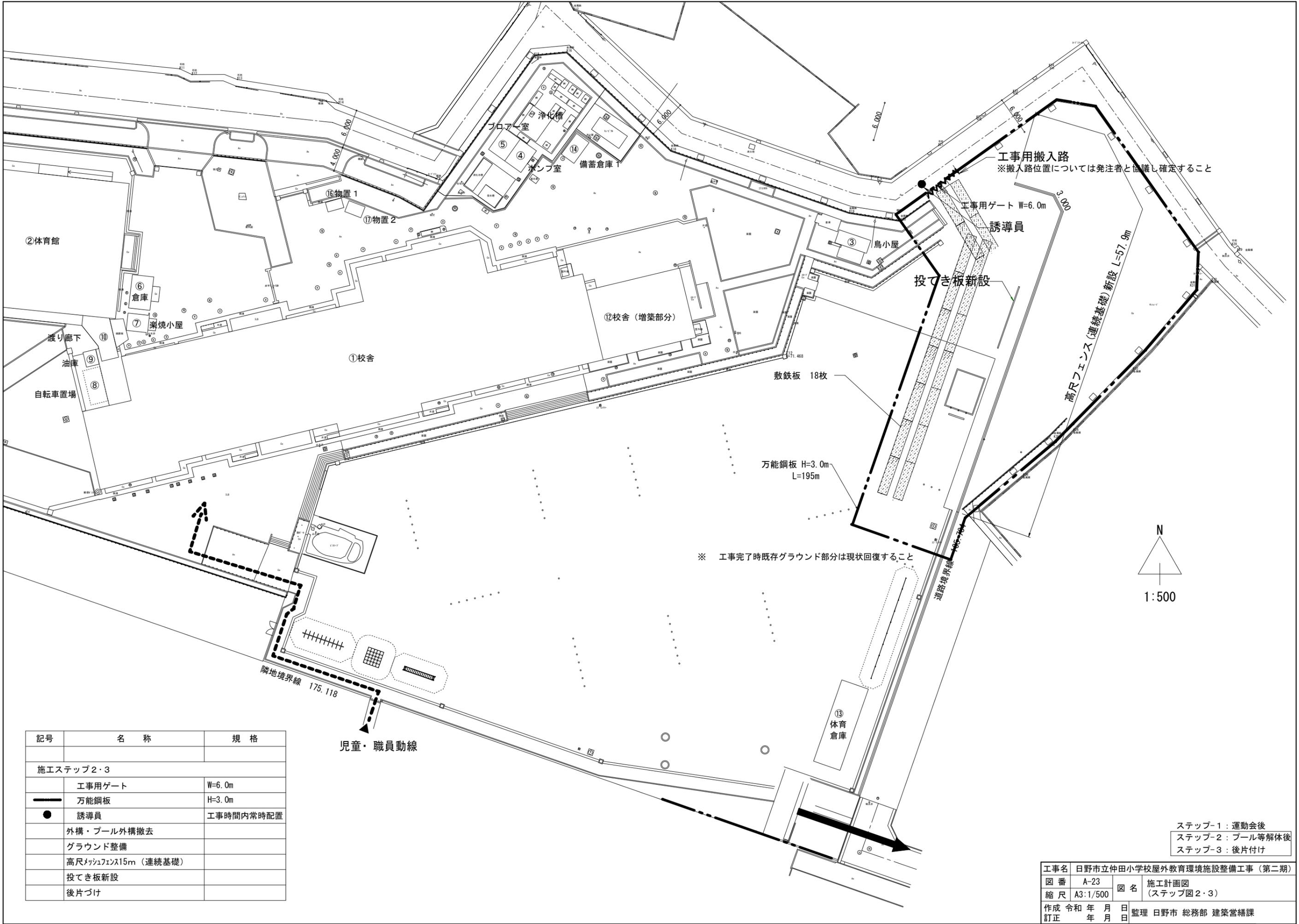


記号	名称	規格
施工程序 1		
~~~~~	工事用ゲート	W=6.0m
————	万能鋼板	H=3.0m
●	誘導員	工事時間内常時配置
	擁壁・防球ネット撤去	
	伐採・剪定	
	プール撤去	
	プール棟撤去	



ステップ-1: 運動会後  
ステップ-2: プール等解体後  
ステップ-3: 後片付け

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)		
図番	A-22	図名	施工計画図
縮尺	A3:1/500		(ステップ図1)
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		



工事用搬入路  
※搬入路位置については発注者と協議し確定すること

工事用ゲート W=6.0m

誘導員

投てき板新設

高尺フェンス(連続基礎)新設 L=57.9m

敷鉄板 18枚

万能鋼板 H=3.0m  
L=195m

※ 工事完了時既存グラウンド部分は現状回復すること



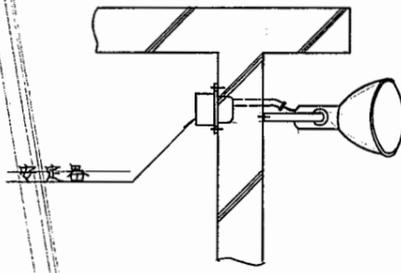
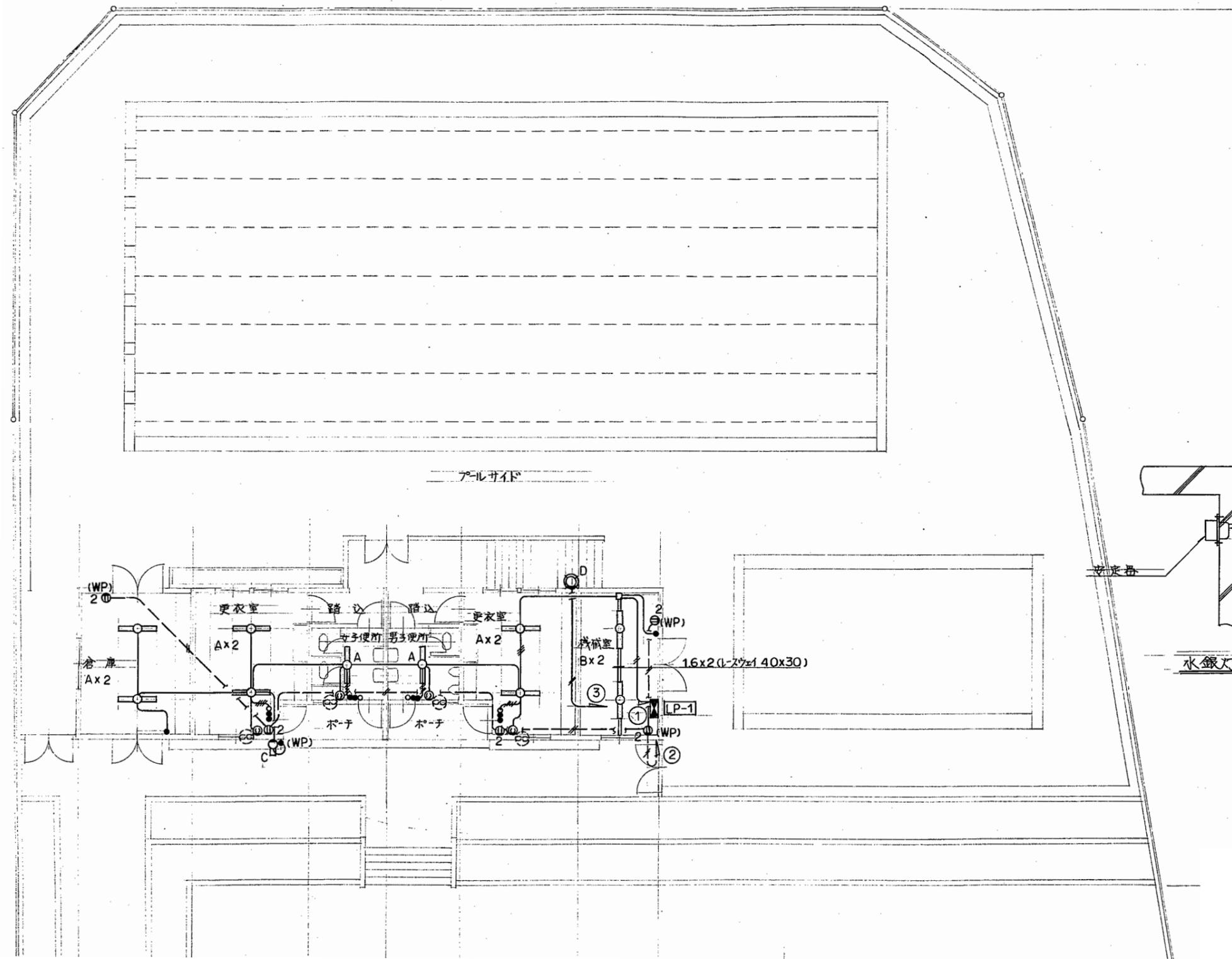
児童・職員動線

記号	名称	規格
施工ステップ2・3		
—	工事用ゲート	W=6.0m
—	万能鋼板	H=3.0m
●	誘導員	工事時間内常時配置
	外構・プール外構撤去	
	グラウンド整備	
	高尺メッシュフェンス15m(連続基礎)	
	投てき板新設	
	後片づけ	

ステップ-1: 運動会後  
ステップ-2: プール等解体後  
ステップ-3: 後片付け

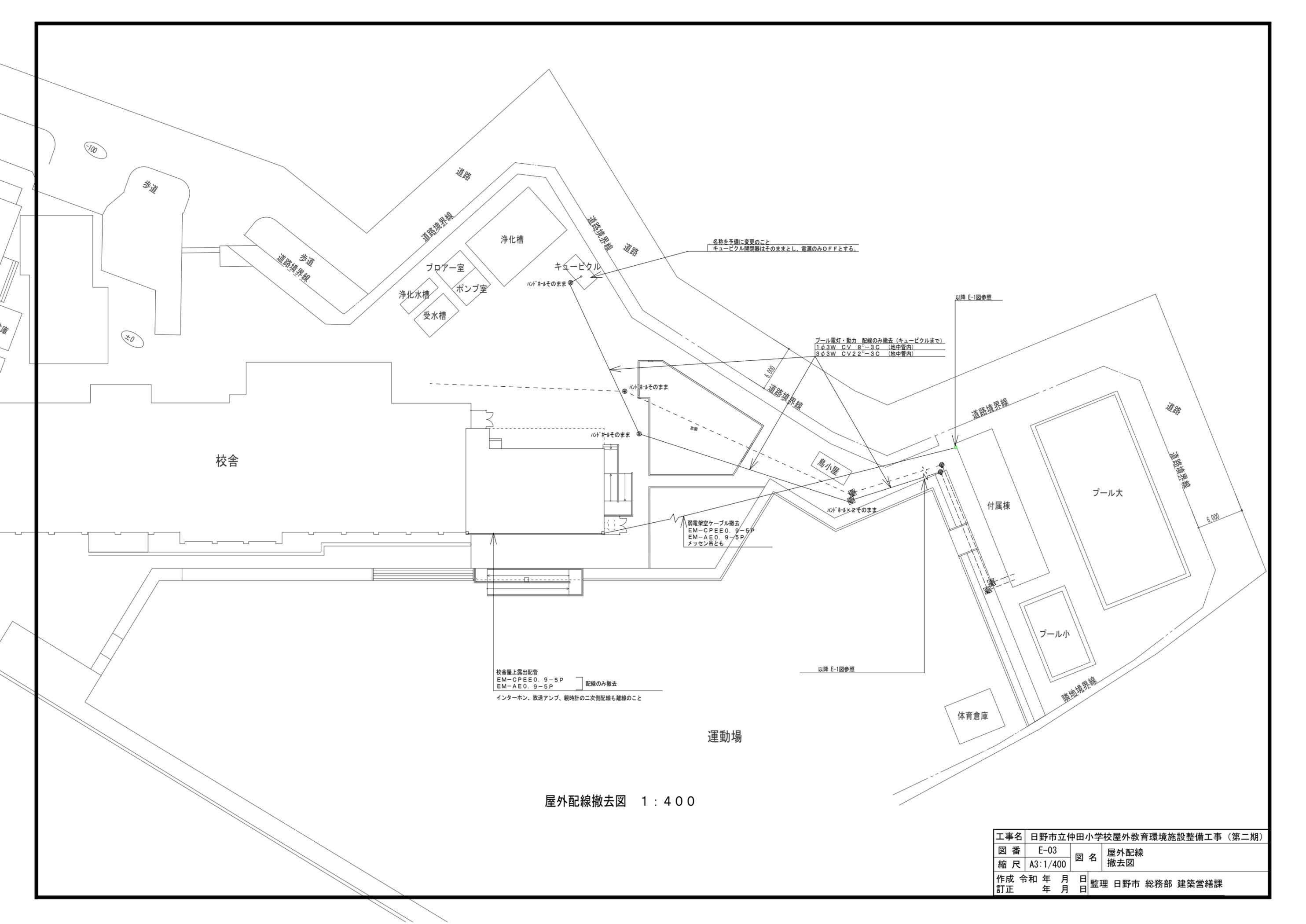
工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)		
図番	A-23	図名	施工計画図
縮尺	A3:1/500		(ステップ図2・3)
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		





水銀灯取付参考図

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	E-02	図名	プール電灯コンセント設備撤去平面図
縮尺	A3:1/150		
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		



名称を予備に変更のこと  
キュービクル開閉器はそのままとし、電源のみOFFとする。

プール電灯・動力 配線のみ撤去(キュービクルまで)  
1φ3W CV 8"-3C (地中管内)  
3φ3W CV 22"-3C (地中管内)

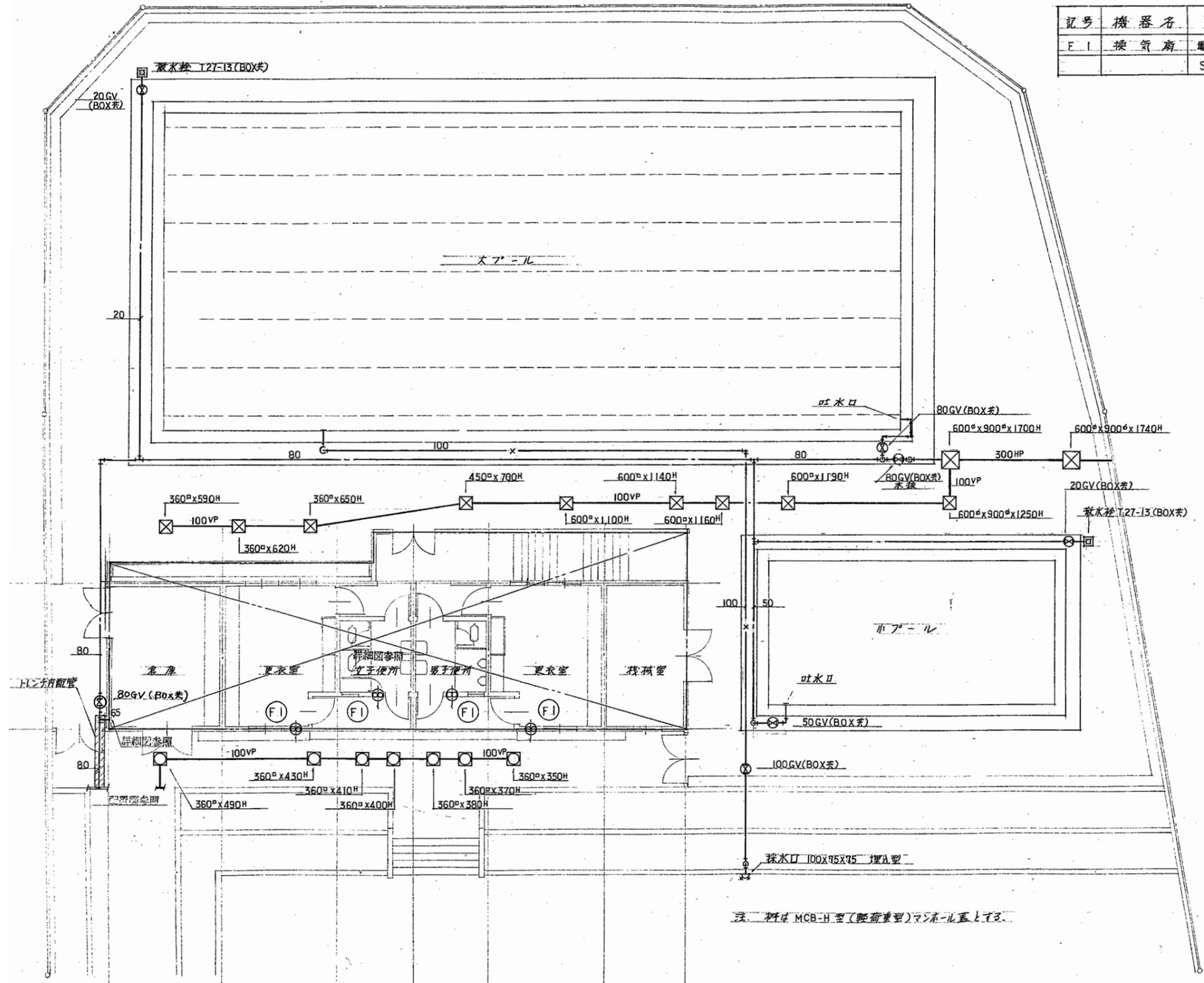
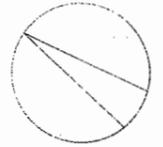
弱電架空ケーブル撤去  
EM-CPEE0. 9-5P  
EM-AE0. 9-5P  
メッセンジとも

校舎屋上露出配管  
EM-CPEE0. 9-5P  
EM-AE0. 9-5P  
配線のみ撤去  
インターホン、放送アンプ、親時計の二次側配線も継続のこと

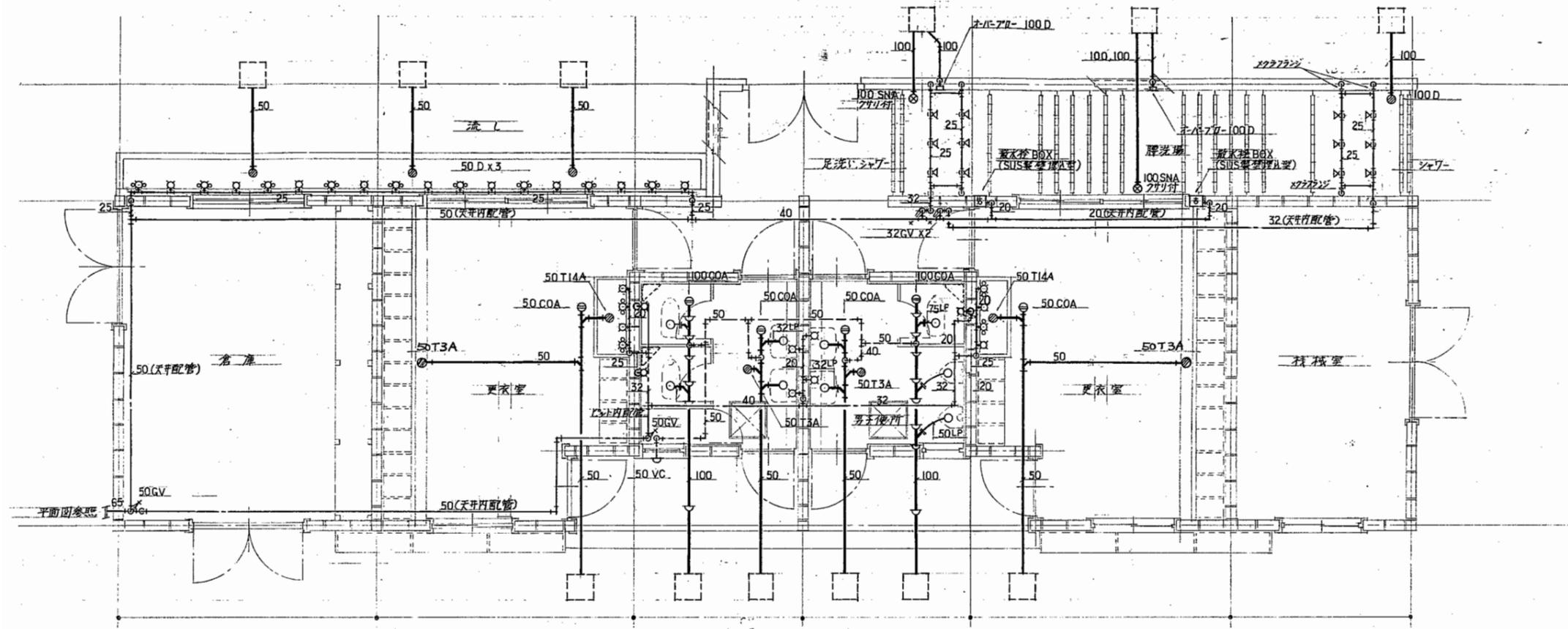
屋外配線撤去図 1:400

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)		
図番	E-03	図名	屋外配線撤去図
縮尺	A3:1/400	作成	令和 年 月 日
訂正	年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課

記号	機器名	仕様	相	電圧	電力	台数
F1	換気扇	電気式 200φ x 520mm	1	100V	25W	4
		SUS製 ウェザーカバー付				



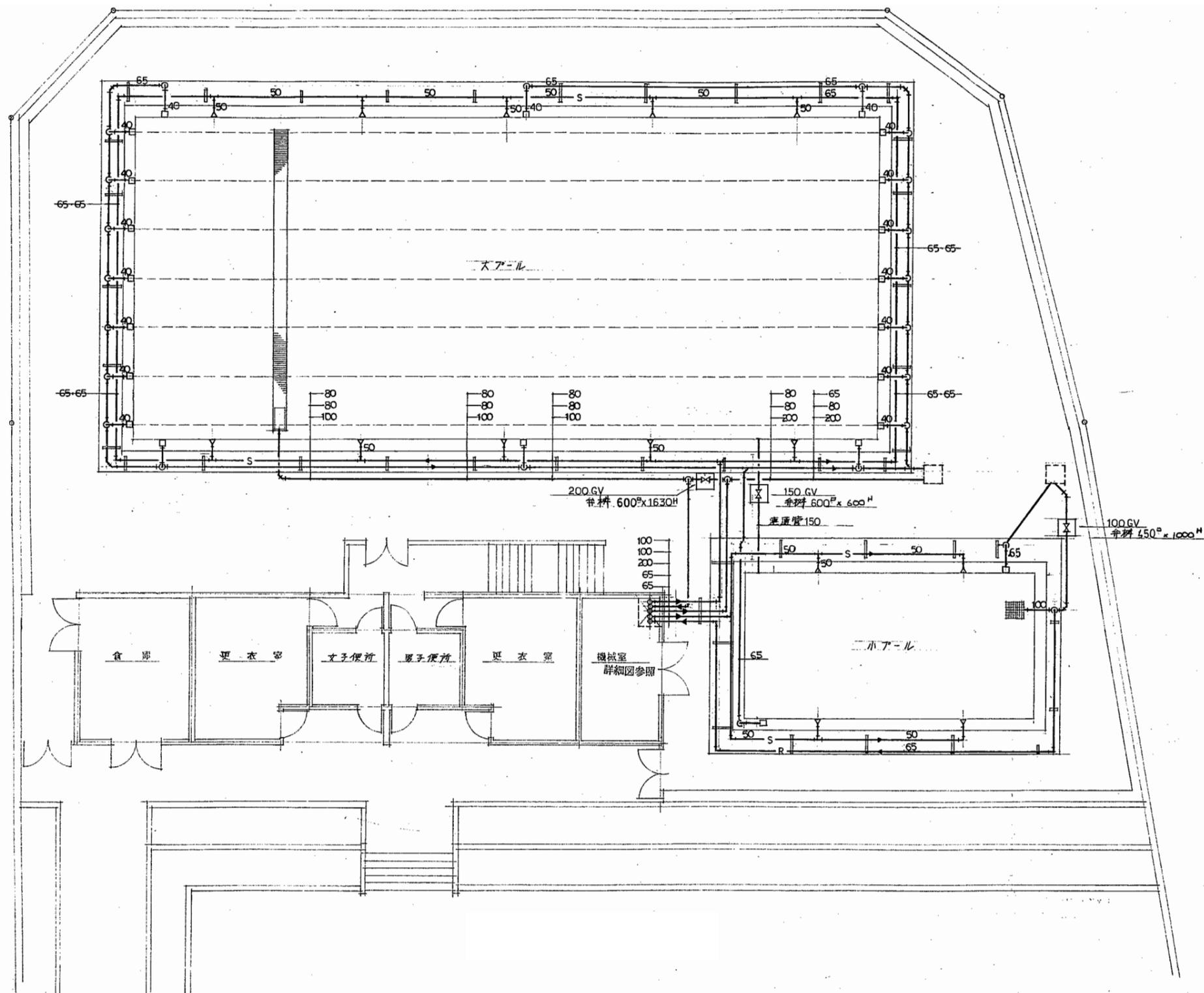
工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事(第二期)		
図番	M-01	図名	プール給排水設備
縮尺	A3:1/150		撤去平面図
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		



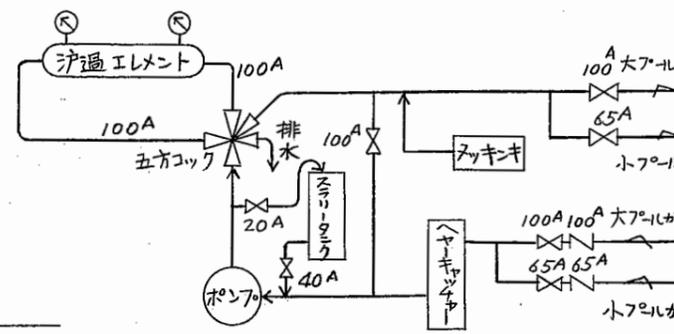
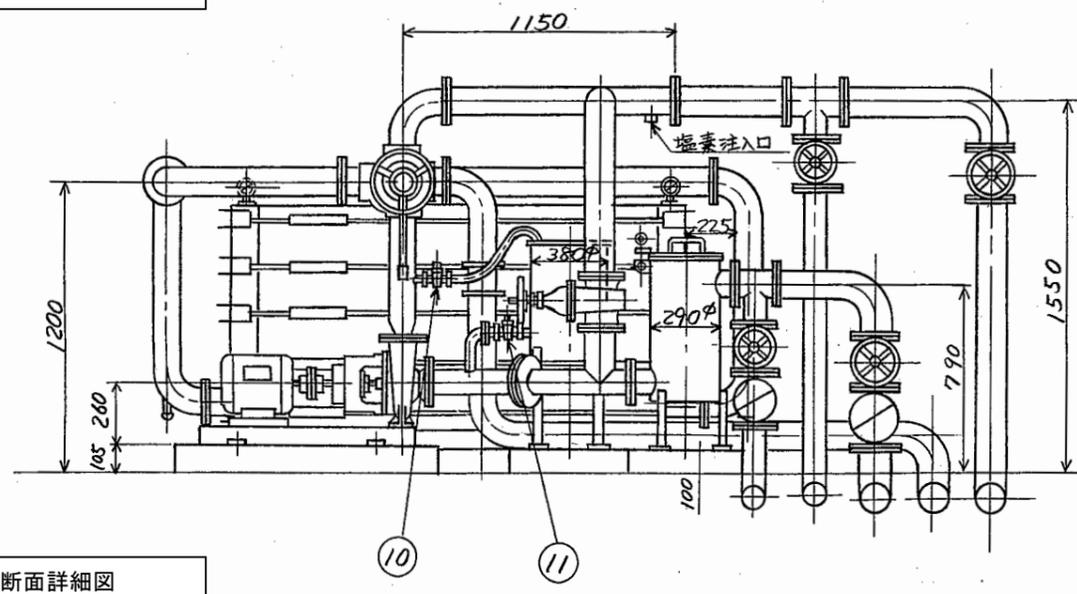
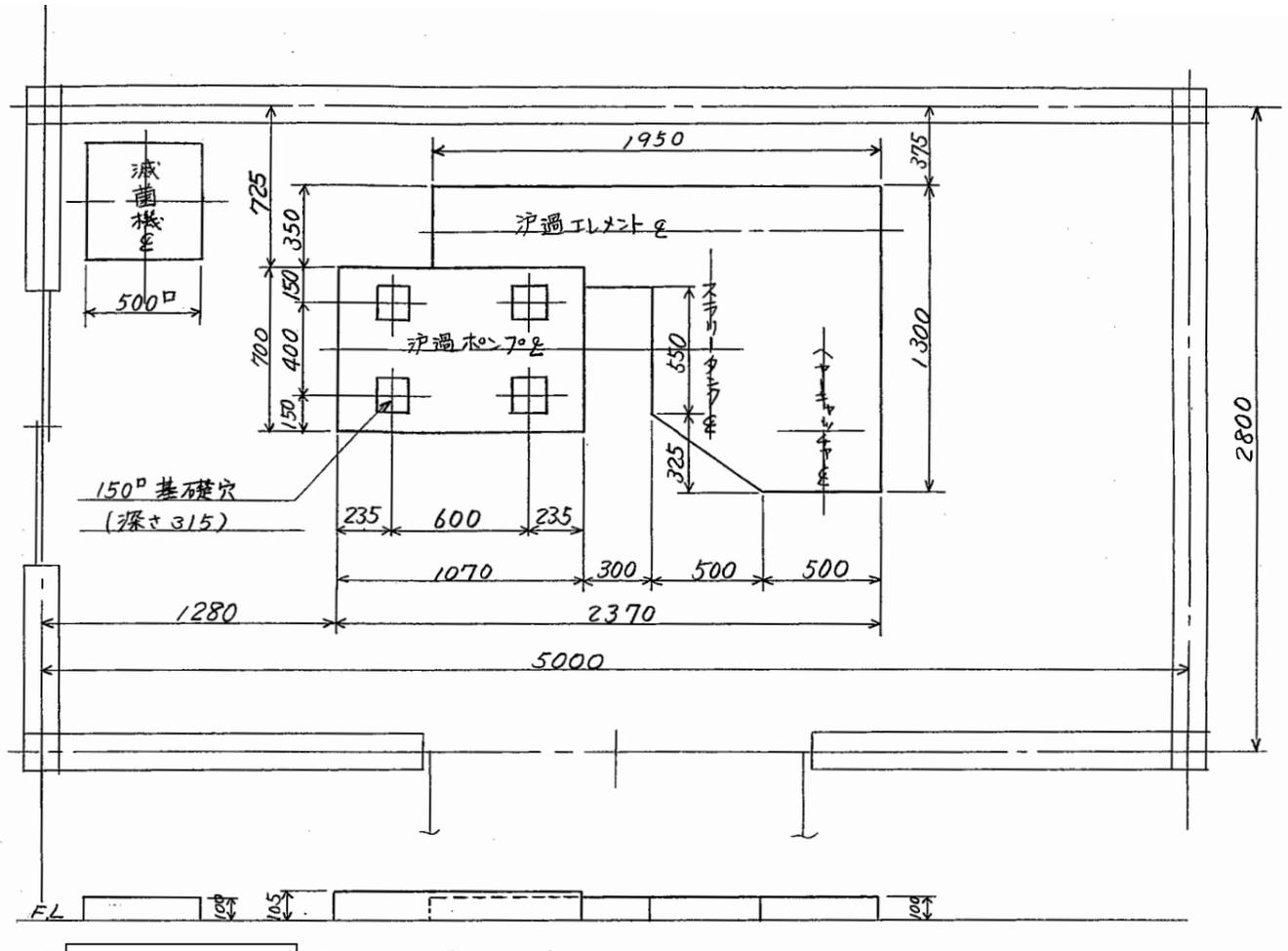
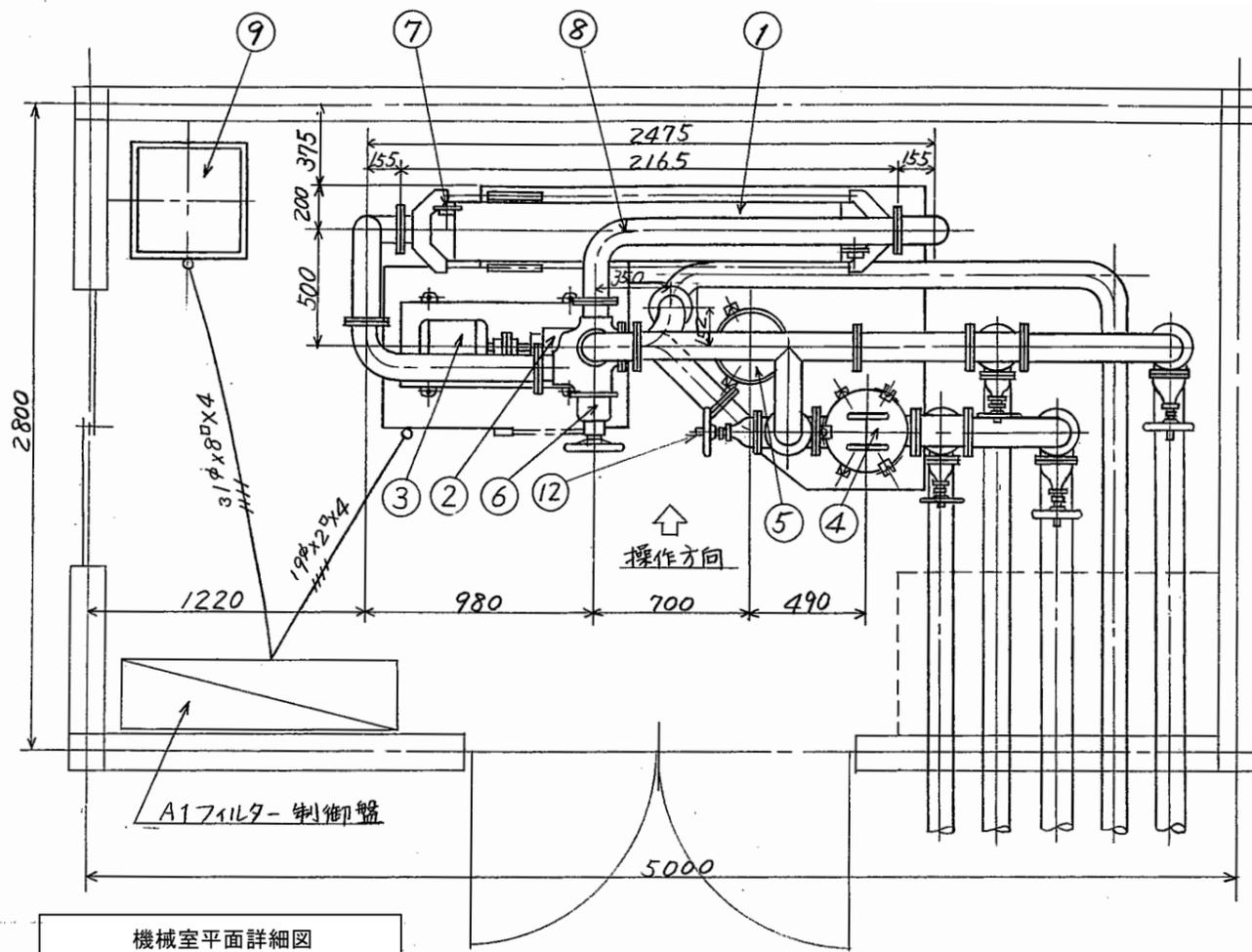
プール付属棟詳細図

使用器具表

器具名	品番	女子便所	男子便所	更衣室	流し	脱衣場	足洗いシャワー	シャワー	合計	備考
和風大便器	C-375 VFS-570	2	1						3	TS116R
小便器	U-308 S-409B		2						2	T62-13
洗面器	L-230	2	2						4	T205 T4A T6P
化粧鏡	TS-119AS 3	2	2						4	363x455x51
水石ケン入	TS-126AS	2	2						4	350CC
万能ホム水栓	T-200S-13			2x2	9				13	
洗眼水栓	T-248S-13			2x2	9				13	
シャワーヘッド	TB-18A						6	6	12	
散水栓	T-27-20					1	1		2	



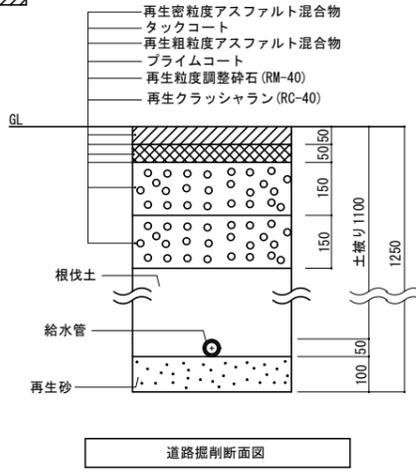
工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事（第二期）		
図番	M-03	図名	プール循環設備
縮尺	A3:1/150		撤去平面図
作成	令和 年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課
訂正	年 月 日		



型式 PA60-206  
能力 60m³/hr

番	名	称	仕	様	数量
1	濾過エレメント		枝質棒PP,ハッターSS,濾布テロン	46枚組	1組
2	濾過ポンプ		日立J0VCH80x65X4-55.5	50HZ	1台
3	モーター		日立防滴形	5.5kWx100V 4P 50HZ	1台
4	ヘーキャッチャー		290 ^φ x600 ^H	軟鋼製内面Znメタリコン	1槽
5	スラリータンク		380 ^φ x500 ^H	"	1槽
6	操作弁		特殊五方コック	100 ^A BC	1個
7	圧力計		バルブ管式 PF 3/8x75 ^φ	BC	2個
8	機器間配管		100 ^A SGP (JIS5KF)		1式
9	塩素滅菌機		ダイヤフラム式 容量ポンプ (薬液9.7100 ^リ PE)	30 ^リ x200V 3相 50HZ	1台
10	注水コック		20 ^A ニ方コック	枝質 BCネジ込	1個
11	スラリーコック		40 ^A	"	1個
12	循環バルブ		100 ^A スリース弁	枝質 FC, BC	1個

：アスファルト舗装解体、復旧範囲を示す。



給水引込管撤去

給水本管

以降敷地内側給水配管 50A 残置

量水器撤去 (50A)  
量水器以外残置 ※樹内バルブ有

給水配管 50A 残置

給水配管 50A 残置

③ 鳥小屋

⑫校舎 (増築部分)

工事名	日野市立仲田小学校屋外教育環境施設整備工事 (第二期)		
図番	M-05	図名	給水引込管撤去図
縮尺	A3:1/200	作成	令和 年 月 日
訂正	年 月 日	監理	日野市 総務部 建築営繕課